

第五十一回国会
衆議院
内閣委員会
議録 第三十一号

昭和四十一年四月二十七日(水曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 藤枝 泉介君

理事 田口 誠治君

理事 白井 莊一君

理事 細瀬 彌三君

理事 保科善四郎君

理事 淡 徹郎君

理事 村山 喜一君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

労働大臣 小平 久雄君

國務大臣 松野 頼三君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務官 大塚 基弘君

總理府事務官 増子 正宏君

(人事局長) 村井 重雄君

防衛政務次官 鈴木 昇君

防衛庁事務官 小幡 久男君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

(防衛施設庁総務部長) 功 功君

防衛庁事務官 財満 功君

(防衛施設庁施設部長) 村上 茂利君

労働基準監督官 村 上 茂利君

(労働基準局長) 有馬 元治君

労働事務官 有馬 元治君

(職業安定局長)

委員外の出席者

外務事務官 浅尾新一郎君

(北米局安全保障課長)

専門員 茨木 純二君

四月二十七日

委員若久保重光君辞任につき、その補欠として和田博雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員和田博雄君辞任につき、その補欠として若久保重光君が議長の名で委員に選任された。

四月二十六日

少年の非行対策に関する請願外五件(伊藤卯四郎君紹介)(第三三八八号)

同外七件(稻富稔人君紹介)(第三三八九号)

同外六件(内海清君紹介)(第三三九〇号)

同外五件(栗山礼行君紹介)(第三三九一号)

同外五件(小平忠君紹介)(第三三九二号)

同外八件(佐々木良作君紹介)(第三三九三号)

同外七件(鈴木一君紹介)(第三三九四号)

同外三件(竹本孫一君紹介)(第三三九五号)

同外一件(玉置一徳君紹介)(第三三九六号)

同外八件(西村榮一君紹介)(第三三九七号)

同外二件(吉川兼光君紹介)(第三三九八号)

同外二件(吉田賢一君紹介)(第三三九九号)

同外十件(今澄勇君紹介)(第三四〇二号)

同外十二件(佐々木良作君紹介)(第三四四三号)

同外二十件(竹谷源太郎君紹介)(第三四四四号)

同外十件(中村時雄君紹介)(第三四四五号)

同外六件(伊藤卯四郎君紹介)(第三四五六号)

同外十件(今澄勇君紹介)(第三四三七号)

同外八件(受田新吉君紹介)(第三四三八号)

同外四件(栗山礼行君紹介)(第三四三九号)

同外三件(小平忠君紹介)(第三五四〇号)

同外八件(佐々木良作君紹介)(第三五四一号)

同外九件(鈴木一君紹介)(第三五四二号)

同外四件(竹本孫一君紹介)(第三五四三三三三)

同外二十件(竹谷源太郎君紹介)(第三五四四四四四)

同外十件(中村時雄君紹介)(第三五四五五五五)

同外七件(西村榮一君紹介)(第三五四六六六六)

同外十六件(吉田賢一君紹介)(第三五四七七七七)

元南満洲鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(受田新吉君紹介)(第三四〇〇号)

同外一件(大石武一君紹介)(第三四九七号)

同外九件(保科善四郎君紹介)(第三四九八号)

同外三件(濱田幸雄君紹介)(第三五七七七号)

国立大学教官の待遇改善に関する請願外三件(木村武雄君紹介)(第三四〇一〇一)

同(周東英雄君紹介)(第三四〇二二二)

同外一件(松山千恵子君紹介)(第三四四六六六)

同(瀬戸山三男君紹介)(第三五七四四四)

靖国神社の国家護持に関する請願(浦野幸男君紹介)(第三四四七号)

同(關谷勝利君紹介)(第三四四八八八)

同(塚原俊郎君紹介)(第三四四九九九)

同外一件(逢澤寛君紹介)(第三五七三三三)

傷病恩給等の不均衡は正に關する請願(植木庚子郎君紹介)(第三四四四四四)

同(赤澤正道君紹介)(第三五二二二二)

同(中野四郎君紹介)(第三五七五五五)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第三五七六六六)

行政職俸給表(二)等職員の労働条件改善に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三四四八八八)

同(林百郎君紹介)(第三五四九九九)

建国記念日制定反対に關する請願(西村関一君紹介)(第三五五〇〇)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣提出第一二二二二二)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二六六六)(参議院送付)

○木村委員長 これより会議を開きます。
労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 労働省設置法の一部を改正する法律案の内容についてつづきに質問を申し上げたいと思いましたが、あすまでのスケジュールの中でこの質問は時間的な規制を受けましたので、思っていたことを百八十度の変更をして質問をいたしたいと思います。

そこで、単刀直入に申し上げたいと思いますが、労働省の労働行政というのは、労働者の保護立法である基準法なり、それから職安関係、その他全般の労働者に関する問題を取り扱っておるのですけれども、期待をするような方向に行政が向いていっておらぬというところに注目をしなればならないと思ふのです。

したがって、ここでお聞きをいたしたいと思ひますが、現在労働基準法というものが制定されておき、その法律の範囲内において行政が進められております。ところが、実際に労働基準法において保護すべき内容のものが十分でないといふことと、そこで、例をとつて質問を申し上げたいと思ひますが、ここ数年との比較の数字を出していただきたいと思います。それは、労働基準監督官

の定員数が、数年前と昨年とどういうようになり変動されておるか、事業所の数がどの程度ふえておるかということ、まずこれから承りたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 労働基準法適用事業場の推移を、昭和三十年の時点をとって見ますと、九十四万七千事業場とございましたが、その後のわが国の経済発展の影響を受けて、事業場数が非常に拡大を示した昭和三十五年には、百五十四万二千事業場になり、さらに昭和四十年年度におきましては、二百七十七万二千事業場という数に達しております。昭和三十年を一〇〇とした場合には、適用事業場数は二二九、二倍以上になっておるのであります。これに対して、労働基準監督官の数はどうかと申し上げますと、昭和三十年は二千三百八十五人、それが、昭和三十五年までは同じ数字でございましたが、昭和四十年におきましては二千五百九十八人というふうに、伸び率をいたしましては九割だけ定員がふえておるということでございます。御承知のように、公務員の定数を増加するというについてはいろいろ問題がございまして、昭和四十年年度の予算におきましては、二百名の監督官の定数増を行ない、四十一年度におきましては、これは欠員不補充によつて生じた欠員のやりくりでございまして、わずかながらでございますが、十名監督官を増加するという形に相なっております。

○田口(誠)委員 ちょっと算術をやっておりますが、事業所のパーセンテージの比較は、三十年を一〇〇として四十年年度のパーセンテージを出していただいておりますが、定員のほうはどういうことになりますか。

○村上(茂)政府委員 定員の伸び率は、昭和三十年一〇〇に対して、昭和四十年は一〇九というところでございまして、九割の伸びということでございます。

○田口(誠)委員 大臣、いまお聞きのように、労働基準行政の中で最も必要なことは、監督官が十分に能力を発揮してもらふということに妙味があるわけなんです。いま御答弁のありましたように、昭和三十年には事業所が九十四万七千事業所であつたものが、四十年年度になりますと二百七十七万二千事業所ということになっておるわけですね。したがって、伸び率も、三十年を一〇〇にして二二九強ということになっております。一方、定員のほうはどうかと申し上げますと、昭和三十年に監督官が二千三百八十五名、四十年が二千五百九十八名、結局、比較をしますと、三十年を一〇〇にして一〇九ということ、九割しか定員が増加されておらない。事業所は二二九強ということになっておるわけでありまして、こういう点で、現場のほうでは、非常に監督官は労働強化されるし、そして、どんなに労働強化で働いてみても、なかなか法に基づいての行政を行なうことができないという訴えが強く出てきておるわけなんです。だから事業場の増加に伴つて、この定員を増加しなければならぬんですが、これは単なる数字だけでもいいなと思ひます。事業そのものが、終戦後の感覚であつたものが、最近では事業主の感覚が相当進歩的になっておるもので、数だけではないかと思ひます。けれども、しかし、そのことはそんなに大きく取り上げるものでもないと思ひます。したがって、現在のよう大きな数字の開きが基準行政に大きな支障を来しておるという事実が、現場から大きな声として訴えられておるわけなんです。したがって、労働省としては、こういう隘路を今後どのように解決していこうとされておるか、この点をまず承りたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 労働基準監督機関の監督体制につきましても、根本は定員等の関係から、客観的な対象の変化に應ずる体制をとることが必要でありますけれども、実質的には監督のやり方そのもの、あるいは監督実施の機動性といった諸点も考える必要があると存じまして、この面の改善をはかつておる次第でございまして、たとえば監督体制の整備にいたしても、事業場の伸び率の非常に高い地域とそうでないところがございます。

ある御承知のように、新産業地域であるとか、新たな工業地帯におきましては、工場も事業場もどんどんふえております。そういう地域を管轄する監督署に對しましては、昭和四十年年度の定員増の際には、その増加分をあげてこの地域に投入いたしました。監督官の配置を重点的に行なつたというののも一つでございます。

それから、担当も、従来の監督署内における課制を一部改めまして、方面担当式を採用いたしました。重点監督署に對しましては、組織の面においても、人の面においても、昭和四十年年度から根本的な改正を加えたわけであります。

また、機動力の増強という点につきましては、昭和四十年年度末における第一線機関の自動車保有数が百二十でございましたが、本年度は四十四台を追加いたしました。百六十四という数字に増加する見込みでございます。監督署の約半数のものに自動車を配置いたしまして、監督実施を効率的に行なうという配慮をいたしておるような次第でございます。

なお、監督の対象となります事業場の態様につきましては、大企業なり中小企業なりによつてかなり機相を異にします。また、いわゆる産地集団といわれるような地域につきましては、特殊な監督方法を用いる、たとえば集団監督指導といったような方法を用いまして、一件一件の監督ではなくて、産地集団全体をとらえて、集団指導を行なうといったような方法も考へておる次第でございます。つまり、監督のやり方は、重点的にかつ集団的に、年度当初に計画を立てまして、重点的かつ集団的に監督を展開する、こういう形で実施いたしてまいりました。

なお、先生御指摘のように、企業側における意識も、労働基準法で定めた法定基準を守らなければ、今後のわが国経済の中における企業としては存立できないのだというふうな意識がかなり浸透してきておると私は判断いたしております。したがって、監督指導の面におきましても、かなり積極的な監督を展開しております。数字で申し上げますれば、災害防止の見地から使用停止処分を行なつた件数は、従来最高の件数で五百件程度でございました。しかし、昭和四十年年度におきましては、使用停止処分を行なつた件数が五千八百件、三十九年度に比較しまして、四十年度は十倍をこえます五千八百件という大量の使用停止処分を行なつた次第でございます。これは労働者の生命、身体に危険が急迫しているという場合に、法違反の機械、施設に對しまして使用停止を行なつたわけでございますが、五千八百件というきわめて大量の使用停止処分を行なうなど、行政の実績から申しますと、かつてないような積極的な行政を展開しておるというふうな実情に相なっております。しかしながら、職員に對して負担が増加いたしませんように、計画的にこれらの問題を進めるといふことによりまして、心理的な負担などをあたらないようにできるだけの配慮をしておる次第でございます。

○田口(誠)委員 いま御答弁のございました集団指導方式をとつておられることは、これは実績は上がつておる。ただし、この面については、当然使用者のほうにも損害を受けるという災害関係のことについては、これは真剣に使用者も労働者も取り組んでおりますし、これを集団指導でよく指導されておりますので、この点については実績は、私も認めておるわけであります。ところが、事使用者に利害関係のあるものについては——利害関係といつても、損害を受けるという内容のものでございますれば、使用者のほうでは、労働基準局の指導行政に従つて努力いたしておりますけれども、その他の面につきましては、まだまだ現在の使用者としての感覚は利潤の追求本位にいたつておりますので、もう少し監督をきびしくやつてもらわなければならぬではないかという点があるわけなんです。こういうふうな点は、御存じであれば、今後の行政をその方面に向けていただけたらと思ひますけれども、ただいまの答弁のよう

に、集団指導方式をとっており、また使用者も、終戦後の使用者の感覚とは相当感覚に大きな相違を来たしてきておるので、あまり支障がないんだ、こういうような答弁のように聞きました、そのところを、私が申しましたことを分けて判断をしておるならば、将来に私は期待がかけられると思うので、その点についても一度御答弁をいただきたいと思います。

○村上(茂)政府委員 行政の実績をいたしまして、先ほどは使用停止処分の件数を申し上げました。これは運転しておる機械を停止させるとか、あるいは建築中の足場に欠陥がある場合には作業を停止させるという、企業に対して直接負担のかかることとありますが、災害防止の見地から、かなり積極的にこれを行ないまして、従来にない、比較にならぬほどの処分を行なっておるということを申し上げたのでありますが、一方、法違反がございましたときに司法処分に付する、その司法処分の件数はどうかと申しますと、労働基準法施行以来、送検件数が千件をこえたのは昭和二十四年だけでございます。昭和二十四年度は千九百件ほどの件数でございました。しかし、昨四十年におきましては、労働基準行政を前向きで積極的に展開をする。使用者の側においても、労働基準法は守らなければならないという意識が浸透してきた。この際、基準法違反については、厳正な態度をもって措置したいという観点から、司法処分につきましては千百件をこえる、労働基準法施行以来かつてない多数の送検を行なっております。一方、先ほど申しました使用停止処分が五千八百件という数に達しておりますので、第一線機関といたしましては、ただいま申しました事業場側の認識の高まりと相呼応しまして、監督実施につきましては、従来かつてない、比較にならぬほどの多数の行政処分を行なった、こういうこととでございます。

私どももいたしましては、昨年度の行政実施の貴重な経験にかんがみまして、昭和四十一年度におきまして、労働基準法の監督面につきまして

は、昨年度の方針をそのまま持続いたしまして、法の徹底を期したいと思っております。その間におきまして、いろいろな摩擦を予想したのでございますが、予想以上に摩擦がなくこれらの処分実施がなされたということにつきましては、順法意識の高まりが背景にあるというふうに感じておりますので、そういった観点を考慮いたしまして、前向きに行政をさらに展開をしていきたいと考えておる次第でございます。

○田口(誠)委員 詳細に指摘をして質問をいたしたいところでございますが、時間制限を受けておりますので、その点ができません。したがって、ここで何とおきたいと思いますが、監督官の定員の問題は、先ほど答弁のありました数字でございます。事業場の増加率も、先ほどの答弁の数字でございます。したがって、いろいろなふうをこらして行政を行なっておられますけれども、現場からあがってくる声というのは、監督官があまりにも定員が少な過ぎる、そういうことから定員増を強く要求をしておるわけです。したがって、定員を獲得するには、予算要求等で大蔵省との折衝等困難な面はありましかろうけれども、数字的にいって、ただいまの答弁にありましたような大きな開きができておるのですから、どんなに行政をしように行なってみても、まだまだこの点が隘路として、私は今後力を入れてもらわなくてはならない点であらうと思っております。何か将来への計画がございすればお示しをいただきたいと思います。

○小平(国務)大臣 監督官の定数等の問題が、先ほど来御質疑をちょうだいしているわけですが、監督行政自体の立場からいたしますならば、われわれも、相当人員を増加して法の施行を十分にやっていますか、そういう気持ちでございますが、一面、また政府全体としてのいわゆる安い政府と申しますか、そういうことで、人員も万やむを得ざるもの以外は増加しないでやっていく、こういう大方針をとっておるわけでございますから、監督官についても、ふやしていくということはなかなか

か至難であらうと思っております。その両者をどう調和していくかという問題だと思っておりますが、いずれにいたしましても、労働行政をあく労働省の立場からすれば、いまの監督官の人員が必ずしも十分だと思いませんので、今後これが確保に努力をいたしてまいる所存でございます。

○田口(誠)委員 定員の不拡大方針をとっておるということでございます。そういう場合の必要の個所もあらうと思えますけれども、どんな事業場はふえ、それから業務量はふえる。こうした場合には、当然、機械化等で補う場合は別ですけれども、定員をふやしていかなければならないというところは論を待たないと思う。だから、何事も一律にものを考えて、そして政府の方針だといってその線に乗っては、具体的な行政の面に支障を来たすことになるわけでございますから、ただいま大臣のほうで答弁のありました定員の不拡大方針は、これは労働省が担当しておる事業場の監督行政、すなわち事業場がこのように増大してきておるのに、その他の方法はとっておらうとも、定員が不足をしておるのだから、こういう重要なところについては、別な考え方において定員をふやす方針を強く主張してもらわなくてはならないと思っております。したがって、昨年の十月でございしたか、閣議でも、省あるいは局部の新設とか定員増というよりなことは、拡大していかないと、いうことを決定なさったと私は記憶いたしておるのですが、それが政府みずからこの国会にもその方針を破って提案をしておる法案もあるわけでございますので、ただいま大臣から言われたそのことをすばりいきたいと思います、将来に大きな危惧を抱くわけですね。もう一度その点を答弁していただきたいと思います。

○小平(国務)大臣 ただいま先生から御指摘のような点は、われわれも労働行政の直接の担当者として十分関係方面に強調をしておるところでございます。したがって、先ほど申しますとおり、今後労働行政特に監督行政の立場から、これが人員の確保ということについては、努力をいたしてま

いますということをお願いしておるわけでございます。そのことは、昨年も御承知のとおり特に三百人からの増員をいたしましたし、今年も、十人でございますが、振りかえによって監督官を増した、こういうことで、今後この必要性を決して私が否認しておるわけじゃないのです。その特質的な必要性というものを十分強調しながら努力はいたしてまいりたい、こういうことを先ほど来申し上げておるわけでありまして。

○田口(誠)委員 抽象的ではありますけれども、私が要望しておることを受けとめていただいておりますように聞きましたので、次に移りたいと思っております。

労働災害の件数でございますが、これも先ほどお示しいただいたような比較で発表をしていただきたいと思います。

○村上(茂)政府委員 全産業におきます死傷件数から申しますと、昭和四十一年の総数は六十九万五千件と推定いたしております。過去の数字を申し上げますと、昭和三十一年は七十九万九千、三十五年は七十八万八千、三十六年が最高を示しまして八十一万四千件。しかし、その後逐年漸減いたしまして、昭和四十年においては六十九万五千件、こういうふうに逐年低下しております。しかし、一方におきましては、労働者数が急激にふえておりますので、労働者千人当たりの死傷率を見ますと死傷率千人率は、昭和三十二年を一〇〇といたしますと、五四・五というように、労働者の伸び率を考えれば件数は比較的ふえていない、千人率としては漸減してきておるという傾向にございます。

○田口(誠)委員 この点についてもたいへん努力をしていただいております、パーセンテージからいいますと、災害件数が減少しておるということは喜ばしいことだと思っておりますが、ただ、見のがしてならないことは、労働基準局のほうから労働災害について集団指導等で競争意識を高めておるので、各事業場とも、この労働災害の件数をど

うして少なくするかということについて努力しておるわけですから、それぞれ大きな事業場では健康保険を持っておりますし、そうでないところは一般健康保険なり国民健康保険に加入しておるわけですから、そこで、労働災害の起きた場合の取り扱いには、普通の疾病というより労働災害のほうの件数には入れず、労働災害を少なくするというような努力を事業主は行なっておるわけであり、相対パーセンテージなり数字に開きがあるというので、この数字に大きな開きはないと思いをすれば、その数字に開きがあるというところを知っていただいて、今後の行政面では十分注意をしてその行政指導をしていただかなければ、事業主を集めて集団指導をし競争意識を高めて、散らすことはいいですが、さして、それぞれその事業場において労働災害をどうして少なくするかというところに努力をしておるところが、そこへ労働災害が起きたような場合には、この程度のもので労働災害としての取り扱いをせず、一般疾病という形で健康保険の法に基づいて従って養生をさせておる、こういうことが相当あるということを知っておいていただかなくてはならないと思ひます。これは御存じか御存じでないか知りませんが、そのことを知って指導していただきたいと思ひます。

○村上(茂)政府委員 間々、先生御指摘のようならわざを耳にいたしまして、そういうことがあつてはならぬというふうに戒めておるわけでございます。かつ、災害防止行政を展開するにあたりまして、そういうものをいれれば数字で情勢を判断するということでございます。誤りがあると思ひますので、先ほど申し上げました全体の数字のほかに、休業八日以上——業務上の災害のために休業日数が八日以上を別に調査いたしております。これは、従来の労災保険法では、休業が七日未満であるという場合には使用者の負担だ、こういうふうになされておりました。しかるに

昨年法律が改正されたのでございしますが、従来の基準で申しますと休業八日以上になりますと使用者の負担も相当大きくなりますし、しかも労災保険上の休業補償がもらえるというので、この数はかなり正確にあらわれてくるというので、この数はあります。そこで、全産業に休業一日以上の災害件数以外に休業八日以上を災害件数を労災保険給付とも関連いたしまして把握いたしております。その休業八日以上を災害件数を、先ほどの労働者千人当たりの率、いわゆる死傷年千人率をもつて見ました。昭和三十一年が二五・七でございしたのが、昭和四十一年は一五・〇というふうになりました。大勢として年千人率はかなり減つてきておるという把握のしかたには大体誤りがないのじやないかというふうなことを考えておりますけれども、当然労働災害の給付を受けられる人が健康保険によつて処理されるということになります。したがって、間々そういうふうなことを耳にいたしますので、そういうことのごさいませんにように特段の注意を払つておる次第でございます。

○田口(誠)委員 時間を守つても、もう一問で終りたいと思ひます。

そこで、労働省は、利潤を得る行政の部署でございせんので、したがつて、庁舎等の施設が他の省の機関と比較して悪いわけですか。ところによつては、このように狭いところに多くの職員に事務をとらしておつて、基準法に示されておるところの基準に違反しておるのではないかと、いうようなことで、ぼくは算術で割つてみたことがあるわけですが、ところが、坪数は天井までの坪数になつておるのです。だから、結局、そうなりますと、違反にならないという、こういう法の抜け道ができておるわけなんです。労働基準を監督される行政を指導される基準局が、非常に悪い庁舎で、しかも狭いところで仕事をしておるというふうなことは考え直してもらふ必要があると思ひうので、きょうは施設関係の方はおいでになつて

おりませんけれども、官房のほうで十分に頭に置いていただいて、そういうこの庁舎の増築、改築というふうなことは、いかに利潤を得ない行政の面といへども、必要なることは必要の要求を出して、そうしてそこに働いておる職員にあまり不便を感じさせないように努力をしていただきた。この点は強い要望として申し上げて、私の質問を終わります。

○木村委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○木村委員長 これより本案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

○木村委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認め、よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 防衛施設周辺の整備等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。村山君。

○村山(喜)委員 今回提案をされました基地周辺の整備に関する法律の裏づけをいたしまして、ことし予算措置をされたものは、騒音防止対策として基地周辺の費用は六十億、それに防災工事費二十億、周辺道路整備費十三億、それから安全措置費十四億、こういうふうになつておりますが、この

ほかに基地交付金というものがあろうかと思ひます。これらの問題に対する財源措置は、どういうふうになつておるのか。今日予算措置をされたものの、それから基地問題を片づけるためにはどれだけの財源が必要か。新聞等で伝えられるところによると、大体二千五百億くらいを必要とするのではないかと、こういうことがいわれているわけであり。ところが、東京新聞の伝えるところによると、この基地整備法案によつて考えられているのは六百億程度を予定しているのではなからうかというふうなことがいわれているようでございますが、この法案を提出されるにあたりまして、やはり一応の見通しというものを掲げて提出されているに違ひないと思ひますが、それに対する当局の説明を願つておきたい。

○小幡政府委員 本法案を出しますに、つきまして、今年度の予算は一応見合ひとして百十二億を予定しておりますが、そのうち、先ほど先生から御指摘のございました基地関係の助成の予算は、五億を新しく取つております。

なお、今後基地対策費として幾ら必要かという御質問でございますが、これは今後いろいろ検討を要する問題も多々あるかと思ひますが、私の腰だめを申しますと、大体年々三百億程度のものがこの数年続くのじやなからうか。トータルにつきましては、まだ全体の全貌を締めくくつておりませんが、とりあへず現在の見通しでは、三百億程度は数年続くのじやなからうか、かように考えております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、大体の見積り、基地問題を解決する費用の見積りというものが、一年間の見通しは三百億ということでございますが、その長期的な展望というものがなければならぬと私は思ふ。それは防衛計画を定める場合等においては、あなた方は二次防とか三次防とかいうのをつくられるわけなんだから、この基地問題という問題についても、そういうような長期的な展望というものを掲げておられると私は思ふのだが、その構想は、大まかなものでもけつ

〔委員長退席、辻委員長代理着席〕

○村山（喜）委員　やはり私は三次防計画というも

○井村政府委員 この基地周辺の民生安定に関し

第一類第一号 内閣委員會會議錄第三十一号 昭

○村山(喜)委員 この法案の「自衛隊等の行為」と

○小幡政府委員 本法案の、適法行為か不適法行

昭和四十一年四月二十七日

○村山(喜)委員 外務省見えておるようでござい

は、特損法によつて措置されるべきであると私も

○財滿政府委員 外務省の御説明に先立ちまし

Figure 1. The effect of the concentration of the solution on the adsorption of the dye. The concentration of the solution was 0.01, 0.02, 0.03, 0.04, 0.05, 0.06, 0.07, 0.08, 0.09, 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7, 0.8, 0.9, 1.0, 1.5, 2.0, 3.0, 4.0, 5.0, 6.0, 7.0, 8.0, 9.0, 10.0, 15.0, 20.0, 30.0, 40.0, 50.0, 60.0, 70.0, 80.0, 90.0, 100.0, 150.0, 200.0, 300.0, 400.0, 500.0, 600.0, 700.0, 800.0, 900.0, 1000.0, 1500.0, 2000.0, 3000.0, 4000.0, 5000.0, 6000.0, 7000.0, 8000.0, 9000.0, 10000.0, 15000.0, 20000.0, 30000.0, 40000.0, 50000.0, 60000.0, 70000.0, 80000.0, 90000.0, 100000.0, 150000.0, 200000.0, 300000.0, 400000.0, 500000.0, 600000.0, 700000.0, 800000.0, 900000.0, 1000000.0, 1500000.0, 2000000.0, 3000000.0, 4000000.0, 5000000.0, 6000000.0, 7000000.0, 8000000.0, 9000000.0, 10000000.0, 15000000.0, 20000000.0, 30000000.0, 40000000.0, 50000000.0, 60000000.0, 70000000.0, 80000000.0, 90000000.0, 100000000.0, 150000000.0, 200000000.0, 300000000.0, 400000000.0, 500000000.0, 600000000.0, 700000000.0, 800000000.0, 900000000.0, 1000000000.0, 1500000000.0, 2000000000.0, 3000000000.0, 4000000000.0, 5000000000.0, 6000000000.0, 7000000000.0, 8000000000.0, 9000000000.0, 10000000000.0, 15000000000.0, 20000000000.0, 30000000000.0, 40000000000.0, 50000000000.0, 60000000000.0, 70000000000.0, 80000000000.0, 90000000000.0, 100000000000.0, 150000000000.0, 200000000000.0, 300000000000.0, 400000000000.0, 500000000000.0, 600000000000.0, 700000000000.0, 800000000000.0, 900000000000.0, 1000000000000.0, 1500000000000.0, 2000000000000.0, 3000000000000.0, 4000000000000.0, 5000000000000.0, 6000000000000.0, 7000000000000.0, 8000000000000.0, 9000000000000.0, 10000000000000.0, 15000000000000.0, 20000000000000.0, 30000000000000.0, 40000000000000.0, 50000000000000.0, 60000000000000.0, 70000000000000.0, 80000000000000.0, 90000000000000.0, 100000000000000.0, 150000000000000.0, 200000000000000.0, 300000000000000.0, 400000000000000.0, 500000000000000.0, 600000000000000.0, 700000000000000.0, 800000000000000.0, 900000000000000.0, 1000000000000000.0, 1500000000000000.0, 2000000000000000.0, 3000000000000000.0, 4000000000000000.0, 5000000000000000.0, 6000000000000000.0, 7000000000000000.0, 8000000000000000.0, 9000000000000000.0, 10000000000000000.0, 15000000000000000.0, 20000000000000000.0, 30000000000000000.0, 40000000000000000.0, 50000000000000000.0, 60000000000000000.0, 70000000000000000.0, 80000000000000000.0, 90000000000000000.0, 100000000000000000.0, 150000000000000000.0, 200000000000000000.0, 300000000000000000.0, 400000000000000000.0, 500000000000000000.0, 600000000000000000.0, 700000000000000000.0, 800000000000000000.0, 900000000000000000.0, 1000000000000000000.0, 1500000000000000000.0, 2000000000000000000.0, 3000000000000000000.0, 4000000000000000000.0, 5000000000000000000.0, 6000000000000000000.0, 7000000000000000000.0, 8000000000000000000.0, 9000000000000000000.0, 10000000000000000000.0, 15000000000000000000.0, 20000000000000000000.0, 30000000000000000000.0, 40000000000000000000.0, 50000000000000000000.0, 60000000000000000000.0, 70000000000000000000.0, 80000000000000000000.0, 90000000000000000000.0, 100000000000000000000.0, 150000000000000000000.0, 200000000000000000000.0, 300000000000000000000.0, 400000000000000000000.0, 500000000000000000000.0, 600000000000000000000.0, 700000000000000000000.0, 800000000000000000000.0, 900000000000000000000.0, 1000000000000000000000.0, 1500000000000000000000.0, 2000000000000000000000.0, 3000000000000000000000.0, 4000000000000000000000.0, 5000000000000000000000.0, 6000000000000000000000.0, 7000000000000000000000.0, 8000000000000000000000.0, 9000000000000000000000.0, 10000000000000000000000.0, 15000000000000000000000.0, 20000000000000000000000.0, 30000000000000000000000.0, 40000000000000000000000.0, 50000000000000000000000.0, 60000000000000000000000.0, 70000000000000000000000.0, 80000000000000000000000.0, 90000000000000000000000.0, 100000000000000000000000.0, 150000000000000000000000.0, 200000000000000000000000.0, 300000000000000000000000.0, 400000000000000000000000.0, 500000000000000000000000.0, 600000000000000000000000.0, 700000000000000000000000.0, 800000000000000000000000.0, 900000000000000000000000.0, 10000000

とか港にある施設、区域のようなもので、その施

がありました特損法と申しますのは、この二十四

○浅尾説明員 民特法は、御承知のように、これ

五

ども、十八条に關する場合は、全部米側からは、地位協定十八条の規定に従ひまして、こちらが補償をした額の七五%を向こうから支払ひを受けております。

○村山(審)委員 七五%のそれは、地位協定に基づいて措置されるようにこの協定によつて明記されているのですから、それを聞いておるわけじゃない。件数を聞いているのです。

○浅尾説明員 これは地位協定の十八条に、アメリカ側にも責任があるという場合には、日本側が二五%、アメリカ側が七五%ということが、十八条の五項の(e)項(i)ということ規定されております。

○村山(審)委員 それを聞いておるのじゃないです。協定がそういうふうに書いてあることは、説明を願わなくても、これは明らかに書いてあるのです。私がいまからその質問の内容を明らかにしてまいりますが、従来特損法に基づく分は、アメリカがそういうような原因者であつても、国がかつて補償をするというので措置されて、ただいまの説明では、国が措置される分は四百九十九件、十二億八千万円というものを措置をしたんだ、こういうことになつておるわけですか。しかし、これについて、アメリカに対しては求償措置は一件もとられていないということになつてまいりますと、この九条との関連は一体どうなつてくるのかということ、私たちはこの地位協定の十八条の五項、これによりまして、「公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権は、日本国が次の規定に従つて処理する。」(a)といひまして、「請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に關する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。」(b)といふふうになつておるのですが、今日までこの自衛隊の行動から生ずる請求権に關する日本国の法令といふものがなかつた。

た。この法令がないゆゑに、これらの不適當——不適當行為とわれわれは稱しておりますが、これらの行為については、予算上の措置しかされていなかった。そこで、防音校舎等をつくる場合には、これもこれは法令に基づいて措置されたものではない、行政行為として措置された、こういうふうになつておるのだから、それを今回法令に従つて、ここに法律が提案をされて、それに基づいて実施率、補助率の問題等については政令にゆだねることにするわけでありまして、はつきりした根拠を持つに至る、こういうふうになつてまいりますならば、これはこのアメリカ合衆国との間に於ける地位協定の内容を具体的に明示することになつていく、そういうふうなふうに受け取つておるので、したがつて、提案をされております第九条との関係から、この国が補償措置を講じた場合において、当然原因がアメリカ軍のそれらの問題に伴う問題として提起された場合には、民特法による分だけではなくて、特損法に基づくところの求償といふ一つの権限がこれから生まれてくるのではない、か、こういうふうになつておるのだから、説明を願つておきたいのであります。

○浅尾説明員 まず第一にお断わりしておきますのは、現在まで予算措置で實際上やられておるという補償の性格が、主として言ひますか、具体的にその内容を見ますと、いわゆる地位協定の第二十四条二項に言われております路線権にかかわるものでございまして、したがつて、いままで日本側がすべて負担して、日米間で分担するといふ問題は起きておりません。

それから、今後整備法の九条第一項ができた關係上、公式的に申し上げれば、いま先生御指摘になりましたように、十八条五項の(a)項に述べられております「日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に關する日本国の法令」ということになりま

してありますので、こういう新しい法律ができました。米軍関係につきましてもはほとんどこの特損法によつて補償するということになつて、現実問題としてその特損法からはみ出る範圍といふものは起きないといふふうになつておると思つております。

○村山(審)委員 外務省の見解はそういうことですが、防衛庁はどういうふうな考え方でありま

○小幡政府委員 防衛庁も同様でございまして、地位協定の二十四条の關係を受けて、現在の特損法に基づいて求償する必要はないとなつております。そのまゝの精神で運用されるものだと考えております。

○村山(審)委員 そこで、この二十四条の二項「日本国は、第二條及び第三條に定めるすべての施設及び区域並びに路線権をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけることのできる、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。」といふ事項でございまして、これは基地を提供しておる。そこで、基地を施設として見た場合に、この施設から発進をする戦術用の基地が日本にあるわけですが、その基地から発進をするアメリカの航空隊の及ぼす損害事項等について——この基地を提供するといふことは、これはこの協定に基づいて無償でなければならぬ。しかしながら、そこから発進をする飛行機の爆音等によつて付近の住民が迷惑をこうむる場合には、これはそのアメリカ軍の行為といふものに基づいて起こる事態でありまして、とするならば、日本の自衛上必要であるとして、アメリカ軍が日本に基地を持つて、そこに駐屯しておる、こういうふうな問題がありま

すけれども、それは日本を守るというだけでなくて、アメリカの安全のためにも日本に基地を必要とするのだ、こういうふうなふうに解釈ができると思ふのであります。そういう立場からするならば、当然これらの迷惑料といふものについては、日本だけが持たなければならぬ筋合いのもので

はなくて、明らかにアメリカもそういうような利益を受けるわけでありまして、それについては、そういうふうな協定の拡大解釈、それに伴う付随的な問題として処理をするといふのではなくて、日米間においてそれらの施設等をつくる場合、防音校舎等をつくる場合においては、日本からアメリカに対して、こういうふうな施設をつくらなければならないのだからという要求がなされなければならないのだからと思ふ。それが今日まで日本国においては法令がなかった。法令を欠いて行政措置によつてなされておつたために、そういうふうな力強い交渉といふものができなかったのだと思ふのですが、そういうふうな点は、あなた方はやる意思はないのかということござい

○小幡政府委員 施設を提供する際には、やはりその施設が飛行場なら飛行場として利用できるという目的を承知で提供するということがなければ、真の意味の提供にはならないと思ひます。そういう意味で、提供した施設が爆音で非常にうるさいといふような場合におきましては、われわれとしては本法では助成措置でやることにいたしておりました。したがつて、アメリカ軍に基地を物理的に提供するだけでなく、その基地の使用目的も承知して提供するのでありますから、飛行機が爆音を相当出すといひましても、必ずしもすべての場合にアメリカ側にその求償を要求するといふことはできないと思ひます。

○村山(審)委員 では、施設庁長官に私お尋ねいたしますが、今日までそういうふうなものに対する日本の法令は、整備されていたとお考えになりますか。

○小幡政府委員 これは先生御指摘のように、整備されておられません。おりませんが、ただいま外務省当局から御答弁がありましたように、条約の二十四条で、そういうものは求償しない、負担をかけないといふふうになつておりますので、その種類のものは、法制化されました。条約の精神に従つて、求償しないといふことを申し上げた

のであります。

○村山(喜)委員　そういたしますと、その基地の使用については、アメリカ側に、もう専断的に、どのような事態があろうとも、合法的になされる以上は日本としては干渉できない。だから、アメリカが演習のために幾ら送信をそこでやりましても、これについては、日本の国としては、法律上これに介入する、あるいは損害賠償を求めるということはできない。まさしく地位協定に基づいて入港料や着陸料が船舶、航空機については免除されているわけですが、そういうものと同様に、基地の使用についてはいかなるものがあっても介入できない、そして負担金を課することもできない、こういうような解釈に立つておられるのですか。

○小幡政府委員　現実には、合同委員会とか施設特別委員会とか、いろいろ日米間の地位協定を実施していくための両者の合同機関がございまして、ただいまおっしゃったような、いかなる、どうこうということではいたしません。現に夜間演習等につきましても、やはり地元要求があればある程度制限するとか、そういう話し合いは不断に行なっておりますが、法律論としては、先ほど来外務省からお話がありましたように、地位協定の二十四条で施設、区域、その使用も含めた路線権、こういうものに関係することに關しましては求償しないというたてまえになっておりますので、たとえそのことに關することが法制化されましても、その事項に關しては求償はしないという運用になつていくと思ひます。

○村山(喜)委員　そういたしますと、法律が施行された後においても、米軍に対する求償は特損法に關する限り行なわれない、このたてまえでつくられていくわけですか。民特法の分については、從來のとおりの法律に従つてやるのですか。

○小幡政府委員　御承知のように、不法行為、飛行機が落ちて非常に被害を与えたという場合ですと、民特法で從來どおり七五対二五の割合で請求いたします。しかしながら、特損法關係につきま

しては、從來どおり求償はいたさないということになります。

○村山(喜)委員　これは日米間の外交上の問題に關する問題でありますので、この内容の解釈の問題、そういうような基地を提供し、その基地から発生するいろいろな問題が付随的に出てくる。それについては、いまのところ、防衛施設法は國が救済、補償はしても、アメリカに対して求償をするという考え方はない、こういう考え方であるようにあります。防衛庁長官は、これについては——私たちは、今日まで日本國の法令が整備されていなかった、このたびのこの法律が出されることによつて法令が整備される、そうしますと、それに基づいてそういうようなものについては請求権が発生するのではないかと——解釈を立てたのですが、いままでの説明では、特損法については從來どおりである、こういうようなことであります。この法律の施行に伴つて日本國の立場を明示する必要がありと私は考えるのですけれども、それは日米間の合意に基づいてなされる措置であるからではないという事務當局の解釈でありますけれども、それは期待はできないのかどうか、また、将来にわたつて長官としてはそれをどういうふうに措置しようとお考えになつておられるのか、あわせて説明を願つておきたい。

○松野國務大臣　安保条約及び第六條の地位協定、それに付随する国内法というものは、一連のものであります。もちろんその文面の中には、安保条約、地位協定と国内法と多少の相違点がある、全然同じものとは私は思ひません。しかし、精神と基本は同じものに立つておる。したがつて、国内法だけ修正が可能かどうかということ、それは事柄によつて議論が分かれると思ひます。しかし、今回の場合は、いままでなかったもの、特損法にもなかったものというものがたくさんありますので、そのレベルには今回の国内法が追いつくということだけは、私は言えると思ひます。追いついても、前のものがまだ不足ではないか、よくないじゃないか、これは私はあると思ひます。しかし、その

問題は後日に残すというところですが、この問題よりも、まずなかつたところに、この保護法と申しますか、基本的な一つの権利義務のものをきめるほうが先ではなかつたかというものが、この法案の基本であります。もちろん今日まであります特損法について、不満もある、不足もある、また不備もある、これは御指摘のとおり、多々あると思ひます。しかし、それになぜ触れないかというよりか、それまでいかなかつたもの、あるいは予算措置として地方住民、市町村が恩恵的にもらうのか、自分たちの當然な法律上の権利としてもらうのかというものが、不明なものが多々ございまして、したがつて、この法案を出すためには、約二年間政府部内では検討して、提案にならなかつたのです。各市町村からは希望があつて、残念ながら政府部内ではまる二年間この法案の提案ができなかつた。理由は何だと申しますと、多種多岐にわたること。一つは、これを権利義務にきめていいたるかというところ。ある意味においては政府がそれだけ大きな負担を固定されるのではないだろうか。この法案は、実は御承知のごとく非常に各省にまたがっております。施設庁で提案しておりますが、この内容は各省にまたがっておりますので、法律に書けないようなたくさん項目になります。それで政令を援用するといふ意味で、政令事項が多くなつた。これは各省にまたがり過ぎて、どこが所管していいかわからないほど、実は内容が多い法案であります。そこで、それを一々法律整備が容易でないから政令にゆだねたということは、その事柄が、環境衛生一つとりまして、農林漁業をとりまして、あるいは民事上の補償をとりまして、学校をとりまして、すでにこれでも各省にまたがっております。したがつて、この法案は、期待をすれば、まだ足りないところがあると思ひます。しかし、今日の場合においては、いままでの不足を補うには、近代格的に申しますか、前進した法律だと私は信じます。したがつて、村山委員の言われるように、基本の安保条約、地位協定、あるいは特損法

まで言及すれば多くの議論はありますが、そこまで至らなかつたものを今日ここで整備することについては、御理解と御協力がいただけるのではないかと私は思ひます。

○村山(喜)委員　私が松野防衛庁長官に質疑してゐるのは、そのことではありません。それではないのです。それは国内措置としていままで行政措置でなされていたものを法令の上で明確にしようというところは、私もそのとおりだと思ひます。しかし、私があなたにいまお尋ねをしてゐるのは、今日まで日本國のそういうような法令がなかった。法令に従つて地位協定の内容区分によりまして、アメリカのほうに對する求償措置はするようになつておる。ところが、その根拠になる法令を欠いておつたためになされなかつたのじゃないかと私たちは考へる。しかし、それは先ほどの外務省の説明では、二十四條の二項といふものの施設の付随的な効果として措置されるものであつて、それは特損法によつてやるのだとなれば、付随的な効果としてそういうようなものが措置されるということになるならば、アメリカに對して求償はできません、こういうことでございすから、これはおかしいじゃないか。今日まで日本國の法令が整つていなかったからアメリカに對してそういうような求償措置をとらなかつたのであつて、このように法令が整備されてくれば、それに基つて原因による分担金をきめるという筋合いのものが生まれて相当であるべきではないか。だから、これに對して、防衛庁長官が今後においてどういうふうに取り組んでいかれるのかというのを聞いておる。

○松野國務大臣　地位協定二十四條で、その施設の提供及びその付随する行為については、日本國がある意味においてはその責任を負ふといふことは、外國条約、ことにこの趣旨が防衛と申しますか、軍事上の目的を多分に含んでおる防衛問題については、ある意味においては日本がその程度のもは國內法として処理するといふ面があつてもいいんじゃないか。また、全然外國人が損害を

与えただから、外国人が当然それを全額負担しろというものもありましよう。民事上においてありますしやう。しかし、防衛という、この趣旨の基本からいうならば、免税措置もとられていふうな、いろいろな場面における相互関係は、

○村山（喜）委員　その協定の内容は、施設及び

域及び路線権については提供すると書いてある。それに付随する行為に至るまで國が提供するとは書いてないのです。だから、いま長官が例としてあげられた免税の措置は、地位協定の十三條に明記されている。だから、われわれは、その基地を提供するという事態は、協定に基づいてなされた。しかし、その基地を提供することは、これは國が補償するということでも成り立ち得る。しかし、それに伴う付随的な効果に至るまで協定で規定されているとは思わないので、その付随的な効果というのは、どこまで限界を定めておりますか。これに対する何か交換公文でもあるのですか。

○淺尾説明員 二十四条の二項に出ております路線權は、本来第三条を見ていただきますと、合衆國は施設の中で管管權を持っている。それに対して、日本國政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆國軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆國軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる兩政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、關係法令

の範圍内で必要な措置を執るものとする。」したが
いまして、路線權というのは、施設及び区域があ
れば、それに出入するに必要な空間あるいは土地、
領水ということとをさすものと私たちは解釈い
たしております、

○村山(喜)委員 これらの路線権の必要な措置をとるということは、第三条になるほど明記されております。しかしながら、これは日米合同委員会との協議に基づいてなされる措置である。とするならば、一方面的に排他権を持つて基地の管理についてはアメリカが管理をする権利が与えられる。しかしながら、その基地の管理から発生する問題と、それからこの基地を使用して、今度は日本国民の一般住民について与える迷惑をかける行為、こういうようなものについては、いままでは日本国に法令がなかったがゆえにそういうような求償措置をすることはできなかったというふうに解釈できませんか。基地を提供したら、付随的に当然を

ういうようなものが伴うんだ。だから、日本国は全面的にこれを補償し、アメリカには求償措置をとらない。これは外国の場合にはどうなっているのですか。

○浅尾説明員　外国の例を私いまつまびらかにいたしませんけれども、大体この地位協定そのものが、NATOに伴う駐留軍の協定を引用しております、それを考え、さらに、ここにございます特損法自身は、非常に進んだ法律というふうに私は解しております。しかし、もしいま先生の指摘されたように、今度できました整備法九条のような規定がわが国にあれば、またそれはそれによって処置されていくかと思いますが、現在私この

了解しておる範圍では、日本が持つております特權法と同じような法律で各国とも具体的に措置しておるというふうに了解しております。

○村山(喜)委員 國際周の取りきめについては、国内措置をしたから一方的にこれが相手に強制をされるべき筋合いのものではもちろんなかろうと思ふのです。しかしながら、今日まで米軍に対する求償措置の法令上の根拠を欠いておる。それが

今回第九条において、その損失の補償というものについての明文がされた。これに伴って、こういうようなものについては、私は立法の趣旨としていくという前向きのかまえていうものがなければならぬ。これを全面的に日本国が背負わなければならぬということとはなからうと、私は思うのです。そういう立場から私はものを言うてゐるのであつて、他の外国との比較の上においてもいろいろ検討を願わなければならないかと思ひますが、私は、そういうような要求というものはできなうと思ひます。そういうような御意思は全然ないのです。

○松野國務大臣 この条約は、御承知のごとく、駐留軍以来順次変革を來たしております。ある場合においては、駐留軍のほとんどの施設を日本の経費で支払つた場合もあります。そういう過程の上に立つて、既定の事実の変革に応じてこの条約というものは実は運用され、協定というものが結ばれたと私は思います。大体諸外国においては、どちらかというところ、軍についてはほとんど国内法自身が大ざっぱにできておるうちに、私の調査ではなっております。要するに、そこの國民と軍との關係というのは、今日の自衛隊と國民との關係とはおのずから違つておる。したがって、民事的にはある意味においては軍の力が強い。それに外国軍隊の条約というものが関連をしておる。日本の

場合は、軍という特別法制上のものはありません。あくまで行政機関の一部的な、民事的な法律というものができている。それに日米安保条約、行政協定が乗っているというので、必ずしも諸外国のとおりには、私は日本の事情はなっていないと思います。したがって、ある意味においては、国民と自衛隊の關係は、民事上に入つて非常にこまかくできている、これがいままでの沿革であります。

なお、いろいろな場合に、これをどっちでやるかというものは、いろいろ実はございます。ある場合には、提供の厚生施設までどちらの国で持つ

かといふ場合もあります。駐留といふものの付帯事業というのはどこまでか、それは厚生施設もその付帯事業である、それは当然駐留させる国が持つべきであるという議論も出ております。しかし、これは今日は厚生施設は全額米軍負担になつ

ております。そういうふうな沿革から今日出ておりますので、今後この第九条の、直接今回は関連したしておりますけれども、諸般の状況が変革する場合には、村山委員がおっしゃるように、これは米軍の負担にすればいいじゃないかという議論は、確かにございます。それは関連する付帯事業はどこまでかという範囲によって、この問題は変わってくる。ただ、今日の場合は、その施設提供に直接関連のあるもの、それから間接的関連のあるもの、この区分の中において、これは日本の負担というようにいままでのいきさつがなっておりますので、この九条ができたから直ちにそれに合わせなければならぬというのとは、おのずから違ふのじやなからうか。これは米軍の駐留の範囲及び直接提供、間接提供という場合に、これを検討されるべきものである。この国内法の第九条によって安保条約及び行政協定の変革を来すというわけには、今回はいかなかったと私は思います。しかし、御指摘の点は、確かにこの九条ができますと、一つの将来の問題点になることは私も了承いたします。そのことについては、今後研究すべきものであると私も思います。

という条件で和解が成立をしているのですよ。これに基づいて、あなた方が三億円でゴルフ場をつくっている。とするならば、そういうようなものも安保条約の義務である、あるいは地位協定の義務であるというふうに受け取っておられるところに問題があるんじゃないか。だから、私はここでこういうような法律をつくる以上は、これに基づいて、アメリカとの間においても、この地位協定の解釈の問題については相当幅があるんだから、付随的な措置に伴うもの——まあ施設を提供するということがいいですよ。いいとしまして、それから発生する付随的なものについては、今日まで日本国は法令を欠いておったのだから、これは当然こういうような法律ができたならば、これに基づいてアメリカと交渉をするという態度でなければならぬ。このことについては、(施設)内においても事務局の間にはそういうような考え方があつたやうにありませんか。そういうような考え方をやはり持つてもらつて、いま長官から御説明があつたやうな措置をとつてもらわなければならぬ、この点どうですか。もう一回お尋ねします。

○松野国務大臣 その裁判は第一審で、第二審の途中で裁判官が入りまして、和解に持ち込んだわけでありまして。その趣旨は、ゴルフ場が不適当だということではなかつたのです。(施設)提供という中に付帯厚生施設が入る。これはもう議論のないところなんです。ただ、たまたま昭和飛行機の場合は、付帯的な厚生施設にあらずして、厚生施設だけで、主のほうが少ないというところに問題の議論が出たわけなんです。まあ八割は提供施設、二割は厚生施設というのなら、これは問題ありません。しかし、二割がいわゆる主目的で入割が従だという場合には疑義があるというのが第一審の問題で、疑義があるところ——それは判決が無効だというわけではなかつた。したがつて、第二審をやれば、これはおそらく私はもつと別な判決が出たんじゃないかと思ひます。しかし、いず

れにしても、基本は、民有地であるところの(施設)提供はなるべく返還をするというのが、政府のい

ままの方針です。たまたまそれが民有地であつたということから、和解ということに依つただけです。ゴルフ場というのは、これは補償措置なんです。新たにつくつてやる意味じゃありません。ゴルフ場は、これは米軍の主として個人財産的なものであります。米軍の軍事費にあつた個人財産的なものでありますから、その補償的な措置というので、それをこわすかわりに別なものを代替地として交換したという意味で、したがつて、ゴルフ場であつたやうなクラブであつたやうな建物、現物の交換で、それがたまたまゴルフ場でしたからゴルフ場の交換になつたわけなんです。厚生施設ですから、厚生施設を禁止してはおりません。また、判決も、その趣旨を禁止してはおりません。たまたまこれが民有地であつたということから、民有地の早期返還という方向で政府も和解に踏み切つたわけでありまして。

〔辻委員長代理退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

これが国有地なら、おそらくこんな問題は私になつたであらうと思ふ。民有地の返還ということでありまして、一審の判決もそういう趣旨で、これが不適当であるという判決文ではありませぬ。そういう趣旨でやつたもので、これが移転をする以上は、現状のものは与えるという趣旨は、私はあつていいんじゃないか。これがスポーツ場、体育館、グラウンド、やつぱり同じことであつた。ただ、ゴルフ場というそのことが、やもすれば非常に映が悪いけれども、国民性によつては、野球の好きな国民もあれば、柔道の好きな国民もある、ゴルフが厚生施設のものもあるのですから、その辺はまあ国情において御理解いただけるんじゃないか。日本でもゴルフ場が四百くらいありますので、ある意味では大衆化しつゝあるんじゃないか。そういう意味で、そのゴルフ場そのものをこわすかわりにこちらにつくる、その意味であります。

○村山(喜)委員 国民から見ると——国の施設であつたならば問題はないとおっしゃるけれど

も、それは政府的な感覚であつて、国民的な感覚から言ふならば、われわれの血税を三億円も使つてアメリカのためにそういうような厚生施設までつくつてやらなければならぬ、娯楽施設までつくつてやらなければならぬという安保条約の解釈自体が問題なんだ。だから、今度第九条でこういうふうに法令が明確になつた以上は、そういうような迷惑をかけるような行為についても、この法令に基づいて、米軍と、もう一回アメリカ当局との間に交渉してもらいたい、こういうような考え方が、あなたの方の施設のなかにもあるんじゃないか。私は、そういうような考え方に立つのが、日本人の国民的な気持ちだと思ふのです。それをそういうふうにあなたがお話をされるということとは、国民感情にマッチしているとは思へないのですが、どうでございましょうか。

○松野国務大臣 これはちょうど片一方のものをこわすんですから、こわして移転を——ある意味においては負担をかけるのですから、そのこわすものを、こちらにつくつてやるから移転しろと、こういういきさつなんです。したがつて、これは一般国民においてもそうです。住宅をもし道路のためにやるということになれば、住宅地、また、建物の場合、建物の補償をするというところは、一般補償にも適用することでありまして。土地の買収のみならず、建物の補償をするのは、現状回復程度のものであり得るんじゃないか。したがつて、米軍の建物、施設をこわすんですから、それと同じものをつくつて与えて移転を協定する、これが私は——また、これは政府自身の考え方よりも、裁判所の判事が中に立つて、和解と申しますか、争わずにいこうというふうな和解の条件の一つになつたのです。政府だけ、あるいは防衛庁だけがこれを認識したわけじゃありません。裁判官自身が中に立つて、この程度が一番妥協案だろうという、和解案自身がそういうことになつた。現

物の補償であります。それがたまたまゴルフ場であつたから、ゴルフ場ゴルフ場と——ゴルフ場という意味じゃないのです。あつたものがゴルフ場

であるからゴルフ場、体育館なら体育館、別にゴルフ場をつくつてやるというわけじゃない。また、このゴルフ場はもと日本がつくつてやつておるわけじゃありません。米軍の日本におけるゴルフ場は、日本政府がつくつてやつたものは一つもございせん。全部米軍自身がつくつております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、多摩のやつも、三億円はアメリカ軍が出してやつてゐるんですか。新聞報道はそういうじゃないやありませんか。

○小幡政府委員 多摩のゴルフ場につきましては、いま大臣も申されましたように、ゴルフ場のものは、一般的には米軍がつくります。しかし、昭和飛行機のゴルフ場は、これも大臣がおっしゃいましたように、いままで主たる工場等がだんだん解除されて、残つたものはゴルフ場だけでありまして。二十何万坪ありますが、これをぜひ民間に返したい、それが第一のわれわれの念願だつたわけなんです。そういう訴訟があつたわけなんです。われわれとしても、一刻も早く民有地は返したいと思つておつた。それがたまたま米軍がクラブといひますか、いわゆる純粋の軍事費でやつてない、クラブ式に経営しているゴルフ場があつたわけでありまして。日本側の都合でこれを返したいからのいてくれという話になつたのですから、それでは代替地がありましたら返しますという話になつたわけでございます。したがつて、その場合は、例外的にこういうところにそういうものをつくつてあげるからさなきさい、そのかわり土地を返さない、そういう特殊なケースでありまして、通常の場合は、おっしゃる通りに、たとえ国有地でありまして、米軍が厚生施設でゴルフ場をつくる場合は、日本側が金を出すやうなことはありませぬ。その点はひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○村山(喜)委員 これは特殊な例として、日本国が三億円出したことは間違ひないわけですね。そこで、この(施設)がこういうふうにつくられ、その

場合、防衛庁としても、米軍専用のゴルフ場というものが、東京周辺には朝霞、あるいは座間、厚木、横浜市の根岸、群馬県の太田小泉、こういうようなところにあるのだから、それを使つたらいじやないかというのに対して、アメリカがいやだということであつたらざるを得なかつた。そうして住民は、それができるといふことによって、いわゆるホークの基地にすゝかえられる心配があるのではないかと心配をされている。これはゴルフ場をホークの基地にするようなことはございせんね。この点は明確に答えておいていただきたい。

○松野国務大臣 今回つくつておられますのは、厚生施設の移転のゴルフ場で、ホークの基地として一つの有力候補であるといふことは、すでに何人も申し上げましたが、しかし、それとこれとをすりかえてどうのと、そんなことを考へて持つておけません。ホーク基地はホーク基地として有力な候補地である。ゴルフ場はゴルフ場である。それを何か一緒にしてどうの——それとこれとは別の問題である。あくまでもこれは施設としての問題であります。したがつて、ゴルフ場は日本に幾つあるか知りませんが、日本政府からつくつたゴルフ場はありません。これは移転だけあります。ほかのゴルフ場は、日本政府がつくつたものは一つもございせん。これは全部日本政府がつくつたように誤解されておりますが、一つもございせん。この問題は、移転を強制するための代替建造物というだけであります。

○村山(喜)委員 また補償的な性格のもので、こういうふうなふうに説明では受け取れるのです。それをすりかえるようなことをすることはしない。だが有力な候補地である。まあことは使ひようであります。ですから、そういうふうなものができたら、今度はその地帯は、そういうふうなホーク基地をつくるのにわりあいにトラブルが少なくなつた状態になることは事実でしょう。とするならば、そういうふうなふうに、今度は米軍との間に話し合ひをして、そして措置する

ことも不可能じやありませんね。そのほうが、より行政的な摩擦が少なくなつたならば、それを選ぶという方向を防衛庁としてはとりたいのじやないのですか。

○松野国務大臣 それは非常に頭のいい御想像でありますけれども、現実にはどうじやありません。御承知のとおり、ゴルフ場の面積とあの全地域の面積をお考えただけはわかりません。また、ホーク基地の近くには、ゴルフ場みたいな広いものがどこでもあるわけじやありません。ホーク基地の近くにはゴルフ場がある、じやゴルフ場をつくるからホーク基地をつくるのだらう、こういう三段論法なら別ですが、ホーク基地の近くにはゴルフ場といふものは必要なものではありません。ほかのホーク基地の周辺には、ゴルフ場は一つもありません。ホーク基地とゴルフ場が非常に相関関係があるならば、御想像のことは当たるかもしれませんが、別にその相関関係はないのですから、ゴルフ場はゴルフ場、ホーク基地はホーク基地、それと関連があるとか、あるいはその前提だとかいふ想像は、少し私にはあつちぎっているんじゃないかと思ひます。これは別個の話であります。

○村山(喜)委員 まあ話の筋としては別個な話で片づけられても、二百万平方メートルもあるわけでしょう。そういうふうなものをそこにつくられる。つくられるといふことは、ここは多摩のニュータウンとして住宅建設の予定地になつておつた。予定地になつておつたけれども、そのそばにそういうようなゴルフ場ができるということ、今度はそれは転用するといふことが、地元ではもう現に心配されているわけですね。あなた方が、いやそこにはつくらないとおっしゃれば、その相関関係はないわけなんだけれども、つくるのは最も有力な候補地であるといふことになれば、話の筋道としてはなるほど相関関係はないわけだけれども、そういうふうな摩擦が少なくなるというふうな事態においてホーク基地をつくるんだから、またアメリカのほうから返してくれ、どこかほかにもた

ゴルフ場をつくりましようといふようなことになれば、これは非常にスムーズにいふのじやありませんか。そういうようなことを地元としては現実の問題としてそういうようなことを心配するは及ばない、ホーク基地は別なところにつくるという切れるのですか。

○松野国務大臣 ホーク基地としての有力候補であることは、ゴルフ場問題を抜きにして以前からあつたのです。ゴルフ場はその地域につくらなくとも、ほかに適当なところがあれば、どこでもよかつたのです。それは、私の言うのは逆であります。ゴルフ場はどこでもよかつた。ホーク基地としてそこが適当であるといふほうが、実は先であります。先議であります。ゴルフ場は適当なところがあれば、そこでなくてもよかつた。したがつて、そこにゴルフ場がたまつたといふことだけであつて、優先関係をいうならば、片一方のほうは優で、緩急でいうと、緩と急は逆なんです。これは、その証拠に、昭和飛行機のかして、そのあとにホーク基地をつくるということなら、それは一つの問題がありましよう。ホーク基地をつくるためにゴルフ場を移転させた……。今日、いまのところは五十八万坪あります。その中でゴルフ場は二十万坪です。したがつて、そのゴルフ場と多摩の場所との関係は、その面積の総体からいって、特に関係はない。しかし、ホーク基地の有力候補であることは、ゴルフ場をつくるうが、つくるまいが、関連なしに、これは変わりありません。

○村山(喜)委員 まあそういうふうな説明をされましても、なおそこにつくらないといふ保証がないわけなんです。最も有力な候補地であるといふことになると、それらの関連から一番行政上の摩擦が少なくなつた方向に考える。しかし、これは都のほうの住宅専用地区に入つておる、ゴルフ場まで含めて。このことは間違ひありませんね。

○松野国務大臣 それは建築基準法の何かの規定に入つておると思ひます。専用地区ですか、入つておると私は聞いております。

○村山(喜)委員 では、その問題はそれでございすが、先ほども申し上げましたように、まあ特殊な例でありましても、移転補償的な性格があつたにしても、ばく大な金を使つてそういうふうなものをやらなければならぬといふことでは困るという国民的感情は、無視できないと思ひます。また、今日まで地位協定に基づいて、特損法の場合については、基地の提供をする付随的な効果として、日本国は全部国の責任で補償をしてきておつたけれども、ここに第九条という法律が明記された以上は、これに基づいてアメリカとの間に再交渉をすべきであるといふ気持ちは、私はこの法律に期待をされている国民的な声ではなからうかと思ひます。そういう立場から、先ほども長官が今後検討をしてやりたいといふことでありますが、善処するといふことはおつちやつていないのです。そういうふうな声にこたへる気持ちといふものは少なくともお持ちであらうと思ひます。で、長官のそれに対する誠意ある回答をこの際何つておきたいと思ひます。いかがでしょう。

○松野国務大臣 このことについては誠意ある回答を端的に申し上げたいのでありますけれども、ただ、村山委員御承知のごとく、権利義務をあくまで主張しますと、米軍の権利であるが、国民感情に訴へて、ある意味においては米軍の協力を仰いでおるものがたくさんあります。権利義務をいうならば、施設提供において富士のすそ野で自由な演習ができる。しかし、ある場合においては、それは権利としては米軍が正しいけれども、国民が非常に動揺する場合には、その演習を一時延期してもらつたという例もあります。これは日米間の運用によつて変わるべきものであります。そういうものが多々ありますので、それを差し引きにしながら話をしたい、これだけあれば、あとは米軍は権利を十分主張してよろしいというなら別

ですが、やはり私たちが仲に立つておる、米軍の権利であるけれども、日本の国民の感情を理解してくれというものが、基地問題ではたくさんございませう。それと相関連しながらこれを解決していきたいというので、明快にこれだけでいいというわけにはまいらないのであります。いろいろ演習地の問題もあつて、身近なところでたくさん出ておりますから、権利義務なら問題ないけれども、ただそれだけでは割り切れません。日本のほうはどうもかといふと、基地問題では米軍の護歩を仰ぐものが多々ある。それとこれを考え合わせ、関連しながら解決の方向に私は努力いたしますが、これだけびしゃつと言われますけれども、じゃ、あとは聞かなくてもいいかと言われると、これも困る。安保条約は条約として固定化されておられますけれども、運用においては、日米間の連絡によつて、相当国民感情を理解しながら米軍も今日運用には注意しておりますので、これは条約、条文だけでは割り切れるものではないからう。しかし、条文はおっしゃるとおり、第九条を出しますと、多少疑義と申しますか、これは今後において考えなければならぬ問題があります。これだけ回答しろでは非常に困りますから、全般的に御信頼をいただきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 相手があることですから、法律をつくつたからといって、それをすぐさま適用をするわけにはいかぬ、そのことはよくわかります。しかし、九条の立場に基づいて前向きに取り組んでいただくことをいまの長官の答弁の中からもくみ取つて、私もこの点については終わりたいと思ひます。

そこで、在日米軍の基地の性格の問題であります。日本における軍事基地といふのは、戦術的なものであつて、戦術上のものではないといふふうにならねば受け取つておるわけですね。そこで、今日ありますのは、戦術空軍基地として府中に第五戦術空軍司令部があり、その下に三沢、横田、板付、立川のアメリカの第五戦術航空司令部に配属する部隊がある。片一方、海上航空師団

基地が岩国にございます。これが陸上におけるところのアメリカの基地であらうと思ひます。それから海のほうには、第七艦隊の司令部が横須賀にある。主要基地として横須賀、佐世保といふものがある。これは海に關する問題ですが、そういうような問題から見えてまいりますならば、これは戦術的な基地である。こういうことから考えてまいりました場合に、もちろん核戦略体制下における基地の性格はどういうふうなものかといふ問題にも本質的につながつておりますし、あるいはアメリカの戦略体制のもとにおける日本の基地の性格といふものにも關係が當然出てくるわけでありまして、今日における日本のアメリカ軍の基地といふものが、どういふふうになつてきているのか、今日の基地の面積並びに個所、そういうふうなものはどういふふうになつてきているのか、一応説明を願つておきたいのであります。

それと、いま盛んに論議しております核の傘下の問題の中における日米安全保障条約の必要性の問題等から、有事駐留といつたような問題等も論議されているようでありまして、自衛隊として、そういうふうなものは消極的な形で受けとめておるというふうにも受け取れるような記事等も出てくるわけでありまして、兵器の発達に伴つて、基地の性格といふものは確かに変わると私も思ふのであります。しかし、その重要性といふものは、軍事戦略的に見た場合においては変わらな

い、こういうふうな見方をしておるのがノーマルな見方だと思ひますが、そのような意味から、米軍の基地に対しては将来どういふ考え方で対処されようとしているのか、その点について何つておきたいのであります。といふのは、日本における軍事基地といふのは、戦術的なものである。戦術的なものであれば、それだけ流動的なものであるといふことから、戦術内容の転換に伴つて変化し得るものもある、こういうふうな考えられますので、防衛庁としての将来の見通し等について、説明をお伺いしておきたいのであります。

○松野国務大臣 米軍基地の面積、場所について

は、後ほど政府委員から答弁いたさせます。

戦術的、戦術的、基本的な将来の見通し、これはなかなか大きな問題だと私は思ひます。大きな問題といふのは、この論争といふのは、世界じゅう各國の議會において行なわれております。一番端的なものでいふならば、飛行機が有人機か無人機かといふ問題、これなどは、まず兵器の発達、今後の装備の基本問題として、どこでも議論の出るところだと思ひます。かつて飛行機が先か戦艦が先かといふ論争が、過去においては行なわれまして、戦艦が必要なのか、航空母艦が必要なのかといふ議論が出ました。この時代と、今日は無人機、有人機の時代に、非常な兵器の発達によつて変わつてきた。この議論は容易なものではないと思ひます。ただいえることは、無人機の時代になるにはまだ相當の段階がある。また、無人機の場合には、往々にして一方交通で、往復はなかなかできない。引き返しができない。あるいはいろいろな問題があります。したがつて、まだ無人機の時代には少し——戦術的に全部がそうなるとは私は思ひません。したがつて、有人機の時代といふものがまだ当分続く。また有人機の併用といふものが、世界の趨勢になる、これはある意味において見通しがいえるのではなからうかと思ひます。

そこで、基地といふものになるわけでありまして、どんな時代になつても——なお、先ほどの第七艦隊の司令部は、ただいまおそろく海上におるのではないかと申します。私も的確には申せませんが、横須賀よりも、海上におるほうが最近では多いように私は思ひます。その必要のために、やはり基地といふものが今後とも変わらず必要である。また、有事駐留論議は別として、日本の防衛上においては、安保条約は、今日諸外国の状況をみますと、なお一そう必要度が増してこそおれ、減少する傾向はいまのところはまだない、こういう感じでは、日本の基地問題といふものは必要度が多いのではなからうか。使用度数がやはりそれに応ずると私は思ひます。兵員及び数はふえて

おりませんけれども、やはりそれだけのものがある。なお、基地の内容、場所につきましては、政府委員から答弁いたさせます。

○小幡政府委員 現在の基地の面積とか種類を申し上げますと、大体飛行場、演習場が中心でございますが、これはいづゆる占領軍といひました時分には、進駐当時は、土地にいたしまして四億坪でございます。現在は、件数として百四十八件で約一億坪でございます。演習場、飛行場が、そのうちの八割を越えております。演習場の中では、一例を申し上げますと、富士演習場一つとりまして四千万坪を越えておりますので、米軍自身がここに持つておるものは、非常に大きいものでございませう。なお、富士演習場以外につきましても、日米の共同使用とかいふふうには、米軍の現在の基地は自衛隊も使用しておりますといふふうな、非常にダブつた關係がございませう。いわゆる米軍の基地といふものの実態が、現在では進駐當時とはよほど変わつてきておる次第でございませう。

○村山(喜)委員 この軍事基地の問題については、戦術、戦術上の問題がありますので、私は、きょうは時間的に制約されておりますから、次にまた延ばして、本日の質問はこれで終ります。

○長谷川(四)委員長代理 次は、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 まことに突然問題提起がありまして、参議院のほうは通つてきたわけですから、こちら側で修正をしてという手続をとられるならば、参議院側も受け入れてもよろしいという趣旨の話であるわけでございます。そこで質問を申し上げたいわけなんです、国家公務員災害補償法の一部改正法案についてその条文で申し上げますと、第十七条の規定でございませう。十七条の六「遺族補償一時金の額は、業務

上の死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額(第十七条の四第二号の場合)については、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額」とする。こうあります。

ところで、時間の関係がございまして、なるべく単刀直入に承りたいのであわせて申し上げますが、二二ページの附則の第七条によりますと、「遺族補償一時金の額は、当分の間、新法第十七条の六第一項の規定にかかわらず、当分の間という字がこゝで入っておるわけでありまして、「旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において、人事院規則で定める額(第十七条の四第二号の場合)については、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額」とする。」「(他の法令による給付との調整)」こう続いているわけですね。いま申し上げた第七条との関連ですが、十七条のほうをさくばらんに申し上げてしまえば、労災との関係があるよ、こういうことをここで指導をされているんだらうと思ふわけですね。どうせ反論の出るところだから先に申し上げておきますが、国家公務員災害補償法第二十三条に規定がございまして、これとの関連等が出ておるから、こういう形を労働省の側は何と考えておられるか、あとで聞きますけれども、この条文からい

きますと、その関連において十七条という条文がつくられたというふうな受け取るわけです。社会保障的なものと考え方からいけば、労災と似たようなものにする、こういう筋、根拠が国家公務員災害補償法第二十三条だと思ふのです。だから、そのことはわかっているわけではない。このことを前提にいたします。

ところで、この附則の七条のほうは、ここで本文を殺しているわけですね。という意味は「第十七条の六第一項の規定にかかわらず」という文言を使っているわけです。そこで「旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において」ということである人事院に責任をおつかふしてしまつたかっこうになつてゐるわけですね。

ここで、以上の経緯を簡単に述べまして承りたいのでありますけれども、人事院のお考えは、旧来の千日分云々というこのところをどう考へておられるか。労災でいけば四百日になるはずでありますけれども、そのところを人事院がかつて出しておられる、衆議院議長、参議院議長あるいは佐藤総理にあってまして「国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出」について、昭和四十一年二月二日、こういう文書がございまして、この文書はあまり明確でない点があるわけなので、あわせてすばりひとつ考え方を聞きたい、こういうわけですね。

○佐藤(達)政府委員 ただいま御指摘の意見書では明確でないとおっしゃいますけれども、これは明確なんです。この千日分云々のところは触れておらぬわけですね。触れておらぬという点ではきつめて明確だと思ひます。その理由は、これはもう釈迦に説法でございましてけれども、確かに労災法は四百日になりましたけれども、しかし公務員の災害補償法の場合はまた別の事情がいろいろ考えられるべきじゃないか。まあ基本になつております労働基準法あたりでも千日分ということも残っておりますし、それから船員法も千八十分分ということも残っておりますし、それから労災法の場合には、さらにランクによつてこれが上積みされる場面もあり得る、また現にあるわけです。そういう点を考えますと、公務員の場合も直ちにこの四百日分とくぎづけにしてしまふのはどうもいかがであらうかというところで、手を触れない形で意見を提出したということです。それが法案の段階になつて、やはり一部にははつきり労災と合せて四百日と明示すべきじゃないかという御意見もあつたやに仄聞いたしますけれども、しかし、まずいま御指摘のような形で人事院規則におまかせいただいたということになりましたので、あとはまたわれわれの努力の余地がここに残されたということ、勝負がついたことにもならないだらうというよりな率直な気持ちなんです。さて、ここで人事院規則をわれわれがどうい

ふりにきめるか、これはもちろんこの法案の御審議に当たられております国会の御意向をまず十分に尊重しなければなりません、私どもの先ほど申し上げましたような根本の立場から申しますと、少なくとも千日分というものを原則にとりながら十分な補償がいくようにという方向で、現に関係各省とも折衝を続けておりますし、今後その努力を重ねてまいります。

○大出委員 かくて人事院がはいまいであるということが明確になつたわけですね。私がこゝで質問しなければならぬのも、人事院がもう少し言ひべきことを明確に言ひ切つておれば、あるいは質問をする必要がなかつたような気がするわけでございます。というのは、社会保障的な性格のもの、あるいは死んだという見地に立つて、会社の場合でいうならばいろいろな弔慰金制度その他ができております、千差万別なんですけれども、だから現実には労災だけでいつてゐるわけではな。ところが、国家公務員法あるいは関係の災害補償法の規定等からいいますと明定をされてしまふわけですね。つまり旧法からいいますと、千日分というところが明確にうたつてあるわけですね。そのほかには金の出でるところはない。そうなりますと民間とは大きな違いがあるわけですね。それから国家公務員にはいろいろな政治活動の制限であるとか職務専念義務であるとか、そういう限りの面からくる違いも存在をするわけでありまして、したがつて、いきなり何もかもひくるめて労災だ、こういうことになつてしまふかどうかという点は、そうではないと言つていただきたいところなんです。

それから、もう一つ明確にしたいいただきたいのは、逆に、ならば遺族であれば何でもかんでもみんな拾ひ込むのかという、必ずしもそうはいかない面がある。これも人事院は明確に言つていただきたいと思つておるわけでありまして、その両方を明確にすれば、おのずから論議の結論が出ると私は思つておるわけなんです。しかし、問題は、正当な遺族であつて、だれが考へても当然だと考へられる方々は、つまり公務員の特質という面から考へて、かつ民間のように会社、企業の個々の何々を支給するといふふうなことでない、そういう性格のもの、そこからくるもう一つの特質を考へ合せて、旧来の千日分というものが不当であるということにはならぬ、あるいは見方によれば、千五百日分出したつて悪くはない、こういう筋書きになるのだといふふうなことを私は明確にしたいだければ、参議院から回つてきてきたこゝで論議をしなければならぬ理屈は出てこなかつたような気がするわけでありまして、念のため申し上げておきますが、厚生年金と恩給との相違があります。さらに労災といふのは国家公務員の災害補償法の違いもあります。同じ健康等を取り上げても、政管あるいは国保、日雇い健保等々、いろいろな違いがあります。したがつて、何もかも一緒でなければならぬという理屈は、その面からも出てきません。違いは違ひとしてあつてよろしい。こゝらあたりが、どういふ理由によつて違ひのかという点が明確になればよろしい、こう考へるわけです。したがつて、三つばかり大筋を申し上げましたが、もう一べんそこらのところをどういふふうにお考へになつてゐるかを承つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 人事院の意見書において、千日分の関係を現状のままに据え置いたという理由は、先ほど申し上げたとおりで尽きておるわけでございます。根本的な考え方としては間違つてはおりないと思ひます。ただ、いまのおこ

てもこの程度の差別はやむを得ないという線がありはしないかという意味で、千日分を原則にとりながら、しかも合理的な十分な補償が行き渡るようにという原則で、これからさらに努力を重ねようというつもりであるわけだ。

○大出委員 非常に重要な御発言をいただいたので念を押しますが、何もかも千日分でなければならぬということでもなからう。この御答弁は、原則は千日分だということになる御答弁だと考えるが、その辺について、もう一ぺんお答えをいただきたい。

○佐藤(達)政府委員 先ほど正面から申しましたように、人事院といたしましては千日分を原則にとりつつ、ということをお願いしたわけだ。

○大出委員 原則にとりつつ、などという非常にむずかしいことを言われると事があるまいになるのですが、私がいま申し上げたこととそこところとは、単刀直入にもう一ぺん申し上げますが、この旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において、こういう表現なんです。つまりこれは旧法の額を下回らない範囲内とか、旧法の額を考慮してとか、もうちょっと原則云々とおっしゃるなら、表現のしかたがありそうなのだという気がするわけだ。これでいきますと、人事院の規則が制定をされていなくて、ないしは案も出されていなくて、その意味では何をどうするといふ具体的な人事院のお考えは明らかになつていないわけだ。そうしますと、はたして人事院にまかせてみたら、権限は人事院にあるのですから四の五のとか言われたい。制定権を持つて制定された結果から見ると、これはということになつてもあとの祭りになります。したがって、くどいようなもの、言い方であるけれども、なれば旧法の額を尊重してとか、そういうふうな文言の修正が必要になる。ないしは、いまあなたが御答弁になつておられるように、旧法の額を原則として、そういうふうにおかえをいただければ、原則はそうなんだ、しかし何もかもということには、

はたして全部が全部そうなるかというとはずれる額も出てくる。そのワクの中で人事院は規則の制定権に基づく規則を制定する、こういうふうに進んでいかなければ筋が通らぬと思うのですが、そのところはどうか。

○佐藤(達)政府委員 基本的な先ほどの立場から申ししますと、欲を言はばそういう表現のほうから望ましいというところは申しすまでもありませんけれども、法律的にこれを見ますと、遺族補償の額の範囲内においてというのでありますから、結局千日分ということが定め得る形になつており、それから先ほど申し上げたような趣旨において、これからわれわれも大いに努力すべきだという方向の問題としてつかんでいただければ、これでいいんじゃないかというふうに思っています。

○大出委員 人事院のお考えは大体明らかになつてまいりましたから、あわせて安井総務長官お見えになつておられますから承りたいのですが、総務府の社会保障制度審議会の会長大内兵衛さんのほうから総理大臣あての四十一年三月十九日付総社第八十七号という文書で答申が出されております。この答申の中には、慎重に処理すべきものと考える、こうなつておられるわけですね。御存じのとおり、審議会の構成は、今井一夫さんのような方がおられたり、大内さんを含めて学者の方々がおられたりするわけでありまして、年金にすると、年金にすることが望ましいことは、だれが言わなくても当然なことでありまして、そのことを私ども否定をするわけではないわけでありまして、しかし、過渡的な扱いをしておられることも現実問題ないところでありまして、そうすると、過渡的な扱いという段階で今日旧法にいう千日分があつたわけでありまして、社会保障各種制度が万全ではないといふことは、制度審議会も認めているところでありますから、そこに今日種々の問題が存在をするといふことを考えて、過渡的なものが片や千日、片や四百日とはどういうわけだ、こういうふうな疑問等もこの論議の中には含みながら、かつ先ほど人事院総裁が答弁をされたことも非常に

近いやりとりが行なわれたりいたしましたして、結果的に慎重に処理すべきものと考えるという名答申文言になつておられるわけでありまして、これは人事院の側の主張もそういう場所では明らかにされていんだらうと思うわけでありまして、相通するものを感じます。そういうことになりました。はたして人事院を含めて総理府の側として安井さんどうお考えになつておられるかをあわせて承りたい。

○安井国務大臣 遺族に対する一時金の問題につきましては、いまやりとりありましたように、労災補償のほうの関係とある程度平仄を合わせるための年金制度をとつたという意味では、できるだけ労災制度の平仄にすべてを合わせるのも一つのいき方だ、しかし、お話しにありましたように事情はそれぞれ違ふ。その違ふ特殊性については、これを十分考慮しなければいかぬというふうなことから、人事院の裁量にまかすと法律にきめたわけでありまして、人事院のほうの考え方は、もともと千日をむしろ出したいという表現にしたいというほどの気持ちもあつたのであります。しかし、労災補償の関係も考慮しながらこういう法律改正をやつたというたてまえもつて、そこに若干さういった考慮の余地を残す。大内さんの答申について慎重考慮といふことは、文字どおりどういふふうにもとれるのでありまして、これは文字どおりに慎重考慮するものとしておくよりしかたがあるまいと私も思つております。したがって、おまかせする人事院がもとより主眼でございまして、その点はわれわれもやむを得ない、こういうふうな考えでおります。

○大出委員 人事院が規則制定権を持ち、かつ改定権も持つておられるわけですから、陸運局関係の陸運事務所等の深夜勤務等について、外部から電話がかかってくる云々といふことでだいたひ問題があつて、私かつて取り上げようと思つたところ、私のいない間に、いつの間にか人事院規則が新しく出ておられて、一昨年十二月前に所屬長の裁量権が拡大されてひつかからないようにでき

ておられるわけですね。そういうことも世の中にはあるのであります。今日まさに他に類を見ない総裁がおいでになりますから、その限り心配はいたしませんけれども、これとてもいつおかわりになるかもしれぬ今日の目まぐるしい政府の人事権です。それから、そうなりますと、このあたりで、総務長官もよろしいとおっしゃるなら、何も私は千日分を明定せよとは申ししておりません。さつき申しましたように、旧法の規定を原則としてというふうにおかえをいただければ、範囲内というなら四百日であつても範囲内であるから、原則になつておれば、少なくともそれが千日が原則になつて、例外的に規則でこれとこれとははずしてこうするといふことになつてくるわけでありまして、その辺のところをここでいきなり答弁を申し上げても、なかなか御相談が要るところでございまして、私はそういう強い意見を申し上げて、運営は理事會が御存じのとおり行なつておられるわけでありまして、このところは、文言の表現のしかたについては御相談をいただきたいと思つております。

それから、次に、もう一つ申し上げておきたいのは、来年この地方公務員に関するものが出てきそうな感じがいたします。ところで、地方公務員の場合は、今日は基準法の適用を受けておられるわけでございます。国家公務員災害補償法に見合ふものがない。したがって、基準法の七十九条だろつといふふうな考えでございまして、そうなりまして、これがもう一ぺん来年出てくることとなりますと、今回おまかせをする人事院の規則なるものは、こちらとの見合いが出てまいります。そこも私は非常に心配になるところで、なぜならば、地方公務員の皆さんは、給与水準その他を含めまして条件が千差万別でございまして、したがって、金のあるところもあれば、ないところもあるわけでございます。そこにも大きな心配が関連連をして出てくるわけでございます。

それから、もう一つ例を申し上げますが、防衛庁の職員の方々の場合は、特に問題がありは

せぬかと思うわけでありませう。というのは、今回の年金のほうは、平均給与を大体三〇%から五〇%のところ、だからこれは超勤が入ったり、共済の二〇%分を負担しますと、大体半分から七割ぐらいのところいきなりな気が本俸についてはするわけですね。悪いものではない。ないけれども、しかし、五十五歳というところに基準を置いて考えますと、さて防衛庁の場合には、若い方々で五十五歳未満のものもある。問題がいろいろ出てまいります。そうなるてまいりますと、父母の年齢と隊員の年齢の関係等々からいいますと、はたして年金だけで満足し得るかどうか、一時金になる部分が四百日で切られるというところになりますと、その給料からいいますと、最低二十七万円ぐらいしかもらえない隊員が出てくるわけでありませう。さらに三十万、四十万しか一時金がもらえない人は、年齢構成から考えますとさうでございませう。そうなるてくると、今日まで一時金が千日分あったのに、一つ間違つて、規則制定いかんによつては二十七万か三十万しかもらえないという方が出てくる。こうなりますと、酔っぱらい運転で死んだつて百五十万という金が出てくるのという話になる。これは理の当然であります。そうなりますと、このところからも、一つ間違つて善意の被害者が出てくることになる。だから、さういふ二つの例を指摘をいたしまして、労働省のほうにおいでをいただくように話しておいたのですが、まだお見えになりませんので、いまの見込みにつきまして、長官のほうから一つ、さういふ矛盾が出てくるという点で、先ほど大臣の御意見は承りましたから、検討されておられる専門の局長さんのほうから、それらとの均衡というふうな問題を含めてお答えをいただきたいと思うのです。

○増子政府委員 ただいまいろいろと御指摘になった点でございませうが、従来千日分であつたものを今度変えるという問題は、実は御承知のように、労災ではさういふふうになつておるわけでございます。したがしまして、さういふ改正

をしたことによつて、いろいろと従来の場合と比較すると問題になるというところは確かに御指摘のとおりであらうと思ひます。そこで公務員の場合には、その点若干の余裕といひますか、労災のようにはさういふ四百日と定めなかつたわけではございませう。その辺は、先ほど人事院總裁からお話がありましたように、公務の実態に即していろいろと御勘案の上になさつていただく、さういふことにして私どもは一応の解決をはかつたというつもりでございませう。

御指摘の中の地方公務員の関係は、仰せのように現在労働基準法の適用でございませうし、ここしばらくさういふ形が続くわけではございませう。したがつて、国家公務員との開き、あるいは労災との開きといふものは現実にあるわけでありませう。それを解決するには、お話のように地方公務員についてまた別途災害補償制度を立案しなければならぬといふことで、これは自治省のほうにおいていろいろ検討しておられるようであります。その際、お話のように、今度国家公務員について特に人事院規則がどうきまるかといふことは非常に深い関係があるといふこともおっしゃるとおりだと思ひます。

それからもう一つ、防衛庁の職員についてでございますが、これはもちろん先生も十分御承知の上での御質問だと思ひますが、これはこの公務災害補償法が適用ではなくて、準用である、さうして人事院規則に該当する部分は政令で定めるといふことでございませう。したがつて、先ほどお話をいたしました趣旨によつて人事院規則が定められれば、それを考慮した上で、防衛庁の職員の実態を勘案の上でさらに適切なものをきめ得るというところでございませうので、御指摘のありましたやうないろいろな点、私どもとしても十分考慮してまいりたいといふふうに考へておるわけではございませう。

○大出委員 そこで問題はまた二つ出てくるのであります。防衛庁の方々の場合は、実態に即して救う道があるところで、もう一つのほうの地方

公務員の場合は、当分の間基準法七十九条の適用を受けることなれば、これは千日分ですから、今日国家公務員の側が規則に落されて、規則のほうで妙なことといふ言ひ方はおかしいのだけれども、先ほど私が考へて発言しております意に沿ふことになる。当分の間地方公務員と国家公務員との間に差ができることになる。これも非常に大きな矛盾だと考へております。今日の国家公務員あるいは地方公務員の各種法体系全体をながめてみて、それが一年か二年か三年かの間であつても、さういふ矛盾は放置できません。さうなりますと、なにおのこと、そこからもこの文言を何とか修正して、原則といふ意味の筋は通していただきたい。さうしないと、さういふ法的な差が出てくることを、ある意味では矛盾を知りながらも肯定せざるを得ないといふ結果になつてしまふ。これは私間違ひだと思ふ。だから、さういふ意味で、先ほど申し上げた七条の文言を、やはり旧来の旧法による額を千日分を原則とするといふふうに修正することが必要であらう、さういふふうに考へざるを得ないわけでありませう。

労働省の村上さんが見えになつたようですから、重ねて同じことを簡単に繰り返しますけれども、いままで人事院の佐藤總裁、安井國務大臣が人事局担当といふことで御質問を申し上げたのですが、御両所とも答えておられることは、社会保険制度審議会の答申などもありますが、慎重に処理すべきものと考へる、さうなつておられるので、この文言はいずれともとれる。さらに、人事院が旧来考へておられるのは、千日分といふことについて、民間の場合は弔慰金制度その他いろいろ企業ごとにある、ところが公務といふのは公務の特質がある、各種義務規定も存在するといふふうなことをいろいろ考へあわせた場合に、不当な額とは思つていなかったといふことであります。ただ、しかし、それは私も認めることですが、遺族の範囲等について、あれなんかもそれではいいのかといふことになる、ここには問題があるといふ筋書きになるのだけれども、そこがどうなのかといふことに

ついて、私の考へ方とさう変わらないお考えを、總裁も事務長官も両方からお答えをいただいているわけでありませう。さうなると、附則七条であります。七条の「遺族補償一時金の額は、当分の間、新法第十七条の六第一項の規定にかかわらず、旧法の規定による遺族補償の額の範囲内において、さうなつておられるところを、私は「旧法の規定を原則として」といふふうに直していただきたい。これがあくまでも原則として貫かれて、矛盾といふ言ひでいへば、人事院規則でそれなりの選択をしていただく、さういふふうな持つていくのが筋ではないか。私は実はさういふ意見を申し上げて、そこで労働省に承りたい。

労働省の皆さんは、社会保険的な面での担当でございませうので、おそろくお考えとしては、社会保険的な立法といふものは統一すべきである、さういふ原則からいへば、年金制度もさういふことには遺族に対する一時金、さういふ問題につきましても、片や持つておられる労災の四百日に合わせたらいかがなものか、さういふ意見が出ることは無理からぬところである。しかし、私がいま申し上げましたやうな公務の特質といふふうなことは、さらに、防衛庁の自衛隊の職員の方々のように、年金のほうは確かにさういふふうなことは、年齢構成が非常に低いといふふうなことから、五十五歳という線を引きますと、ここでは非常に若い父母といふふうな問題が出てまいります。したがつて、一つ間違つて――準用でございませうから、そのところには多少の幅はありますが、この委員会が旧来審議している準用といふのは、さう幅のない、まさに準じて行なうといふ形の運用になつておりますので、さう大きな例外もつくり得ないと思ひます。さういふと、一つ間違つて、最低二十七万円か一時金がもらえないとか、三十万から四十万しかもらえない方々がさうらうといふのに、さういふことになりかねない面があると思ひます。それらのことを考へると、やは

り私は原則は原則として、旧法の千日分を生かしていただく、こういう筋書きが必要だろう。特に、もう一点だけ申し上げておきますが、地方公務員の場合には、国家公務員災害補償法に類する法律はございませんから、基準法の七十九条を適用されている。これは千日分です。そうすると、改正法律なりあるいは別途法律が提案されるまで、地方公務員の方々は基準法に基づく七十九条の規定による適用を受けていくことになる。これが当分の間続くということになると、その間は逆な矛盾が出てくる、こういうことが考えられるわけでありまして、したがって、私は、結論として、社会保障の側を担当される——お考えはわかるけれども、いま申しました趣旨に立つて労働省の皆さんはどのようにお考えになるかということ、人事院の皆さん、総理府関係の皆さんの御意見はすでに承りましたが、私とそう変わった御意見ではないので、労働省の側のお考えをお聞きいたしたい、こう思うわけがあります。

であるというもののについて支給する制度を設けたわけでありまして。

○村上(茂)政府委員 昨年労災保険法を改正いたしましたので大幅に保険給付の年金化をはかりました際、補償給付を年金で行なうか一時金で行なうかという点についていろいろ議論がありました。が、各国の例を見ても、補償としては年金のほうが適切であるという判断が、皆さん一致いたしましたので、遺族補償につきましても、年金方式を原則とするということに踏み切ったわけでありまして、その年金を受ける受給者の資格につきましても、年金受給者としてふさわしい者に限定せざるを得ないという観点から、現行のたてまえのような受給権者の制限をするということにいたしましたわけでありまして。しかしながら、災害補償制度はすでに半世紀を経過いたしましたけれども、その間一時金で従来やってきました、こういうことにかんがみまして、年金受給者ではないが、いわゆる遺族と称せられる者についても何らかの考慮を払うべきではないかという観点から、一定の計算方式を用いまして、四百日という一時金を計算いたしました。それを年金適用者以外の者であって、遺族

であるというもののについて支給する制度を設けたわけでありまして。その基本的な考え方は、年金か一時金かという考え方に對しまして、年金で割り切るといふ方式を採用したことに伴う一つの遺制と申しますか、従来のわが国の災害補償制度の遺制として、そこに四百日分というものが残ったというふうに、私ども理論的に割り切りたいというふうに考えたわけでありまして。ただ、しこしてそれが法律上の使用者の補償責任である、法定責任であるということが理論的には適当ではなからうか、こういうふうに考えたわけでありまして。したがって、国家公務員災害補償法の改正を行ないます場合にも、使用者たる国の責任という場合につきましても、民間に準じた形で処理していただくことを私どもは希望し、またそのような形になつておるといふうに理解しております。

で、この法案につきましては、私どもも賛意を表しているような次第でございます。ただ、従来の法律そのままで行くんだということになりますと、年金制度を採用するか一時金を採用するかという一つのプリンシプルの問題をたしまして、私どもとしましてはやはり割り切れない感じがするわけでございます。したがって、いまして、現に御審議をいただいております法案のようにな形で、従来の千日分というものを運用で実態に沿うように考慮するという御配慮をいただけたならば、けっこうではないかというふうに考えておる次第でございます。何分にも将来のこういう補償体系全体にわたる問題でございますので、この際、理論の問題と現実の問題との調和という観点から、御審議いただいておりますような形のもの、私どももいたしましては適切ではないかというふうに考える次第でございます。

と論議をしまし、おらないうちに話をしてきたのでありますが、繰り返すのもめんどろだから申しませんが、こまめくすると、労働省の側も、一面理屈は言ってみても、社会保障制度審議会の議は経なければならぬのです。この中で慎重に処理すべきものという文言を使っておる。聞いてみたら、今井さんと大内さんを含めた他の学者の意見がいろいろ出まして、この中で年金の話も全部出ました。しかし、これは労災の四百日、これも過渡的なもの、こういう考え方の意見が出てくるわけですね。そこで片や千日分、片や四百日分ということ、過渡的なものと考えてもいかなるものか、こういうふうな論理があり、千日分をいくべきだという御意見も強くある。それらをいろいろ勘案をされて、慎重に処理すべきものと考えていることになつたいきさつがあるわけですね。本来ならば、これは社会保障制度審議会なんだから、その意味でいけば、いま村上さんがおっしゃる説に合せて、年金制度を原則にしたんだから四百日分をいくべきだ、こう言わなければならぬ。ところが、現実にはそう言い切れないところに今日の事情があるわけですね。ところで、先ほども言つてしまつたことですが、健康保険の取り扱いにしてみたら、政府管掌があり、あるいは国民健康保険があり、あるいは日雇い健保有りというぐあいに、おのおのこれは違わざるを得ない。それもまた、やむを得ないという取り扱いを今日しているわけなんです。それから恩給と厚生年金の関係についても、これまた、何とも言い得ない現実があるわけですね。だから、そうなりますと、あまりどうも未成熟、未完成な今日の社会保障制度をとらえて、これが原則だからどうしてもそれを貫かなければという言い方では、私は、世の中は動いていかなければならぬと思つてあります。したがって、人事院のお考えは、規則となれば労働省の権限ではございませんから、すべて人事院におまかせすることになる。おまかせする段階で心配なことは、佐藤総裁の今日のお話はわかつたけれども、将来のことを考へ

○村上(茂)政府委員 昨年労災保険法を改正いたしましたので大幅に保険給付の年金化をはかりました際、補償給付を年金で行なうか一時金で行なうかという点についていろいろ議論がありました。が、各国の例を見ても、補償としては年金のほうが適切であるという判断が、皆さん一致いたしましたので、遺族補償につきましても、年金方式を原則とするということに踏み切ったわけでありまして、その年金を受ける受給者の資格につきましても、年金受給者としてふさわしい者に限定せざるを得ないという観点から、現行のたてまえのような受給権者の制限をするということにいたしましたわけでありまして。しかしながら、災害補償制度はすでに半世紀を経過いたしましたけれども、その間一時金で従来やってきました、こういうことにかんがみまして、年金受給者ではないが、いわゆる遺族と称せられる者についても何らかの考慮を払うべきではないかという観点から、一定の計算方式を用いまして、四百日という一時金を計算いたしました。それを年金適用者以外の者であって、遺族

であるというもののについて支給する制度を設けたわけでありまして。その基本的な考え方は、年金か一時金かという考え方に對しまして、年金で割り切るといふ方式を採用したことに伴う一つの遺制と申しますか、従来のわが国の災害補償制度の遺制として、そこに四百日分というものが残ったというふうに、私ども理論的に割り切りたいというふうに考えたわけでありまして。ただ、しこしてそれが法律上の使用者の補償責任である、法定責任であるということが理論的には適当ではなからうか、こういうふうに考えたわけでありまして。したがって、国家公務員災害補償法の改正を行ないます場合にも、使用者たる国の責任という場合につきましても、民間に準じた形で処理していただくことを私どもは希望し、またそのような形になつておるといふうに理解しております。

○大出委員 きわめて学識経験豊かな村上さんでございまして、私には知らぬわけではないので、わかれますが、こまめく言われますと、これは大論争をしなければならぬことになる。というのは、しからば一体労災の四百日を千日にしたらなぜ悪いか。労災がなぜ四百日になつておるかというところから出発して、これは論議直さなければならぬ。あなたがこまめく線をそろえるならば、今日日本の社会保障制度は、各種各般にわたつて不完全であることは、予算がないんだから、お認めのとおり。そうなりますと、不備だらけの退職年金でもそうだし、今回せつかく物価にスライドらしいものが出てきたかと思へば、著しいということばを使つて、年々じゃない、著しいときにやるんだ、そういう問題が出ておるわけでありまして。だから、それを言ひ出せば、なぜ逆に労災のほうを——今日基準法の七十九条の適用を受けている地方公務員は千日ですから、なぜ労災のほうを千日に合わせなかつたかという問題も、逆に理屈を言へば出てくる。そこで、その理屈をこまめくとりする時間があるから、私は、長い論議は避けまされども、しかし、先ほど来すつ

と論議をしまし、おらないうちに話をしてきたのでありますが、繰り返すのもめんどろだから申しませんが、こまめくすると、労働省の側も、一面理屈は言ってみても、社会保障制度審議会の議は経なければならぬのです。この中で慎重に処理すべきものという文言を使っておる。聞いてみたら、今井さんと大内さんを含めた他の学者の意見がいろいろ出まして、この中で年金の話も全部出ました。しかし、これは労災の四百日、これも過渡的なもの、こういう考え方の意見が出てくるわけですね。そこで片や千日分、片や四百日分ということ、過渡的なものと考えてもいかなるものか、こういうふうな論理があり、千日分をいくべきだという御意見も強くある。それらをいろいろ勘案をされて、慎重に処理すべきものと考えていることになつたいきさつがあるわけですね。本来ならば、これは社会保障制度審議会なんだから、その意味でいけば、いま村上さんがおっしゃる説に合せて、年金制度を原則にしたんだから四百日分をいくべきだ、こう言わなければならぬ。ところが、現実にはそう言い切れないところに今日の事情があるわけですね。ところで、先ほども言つてしまつたことですが、健康保険の取り扱いにしてみたら、政府管掌があり、あるいは国民健康保険があり、あるいは日雇い健保有りというぐあいに、おのおのこれは違わざるを得ない。それもまた、やむを得ないという取り扱いを今日しているわけなんです。それから恩給と厚生年金の関係についても、これまた、何とも言い得ない現実があるわけですね。だから、そうなりますと、あまりどうも未成熟、未完成な今日の社会保障制度をとらえて、これが原則だからどうしてもそれを貫かなければという言い方では、私は、世の中は動いていかなければならぬと思つてあります。したがって、人事院のお考えは、規則となれば労働省の権限ではございませんから、すべて人事院におまかせすることになる。おまかせする段階で心配なことは、佐藤総裁の今日のお話はわかつたけれども、将来のことを考へ

るときに、法律上の文章をいじっておいていた
きたい、こういう考え方で、私は、七条による旧
法の規定、こういうところを旧法の規定を原則と
してというふうに私はいじっていただきたい。こ
ういうふうに考えているわけです。そして遺族そ
の他について選別をして、適当である、ないとい
うこと等を含めての規則をその幅の中で人事院が
おつくりをいただく、こういうことにしたい。こ
うのが筋であらうというふうに実は考えておりま
すので、何も特段に労働省の立場を——本法のほ
うの十七条をどうしろというわけではないので、
十七条は十七条でいいわけでありまして、その
意味では、基準局長言われるとおりの筋は通って
いるわけでありまして、ところで、七条の附則のほ
うを私はいじっていただいて、特に、これは「当
分の間」という文章が入っているわけでありま
す。当分の間とわざわざ入れるということになる
とすれば、旧法の細を原則として、あと人事院に
ひとつおまかせをする、こういうふうにしていた
だきたい、これが私の実は考え方で、村上さ
んから御意見承りましたから、ひとつその取り
扱いについて、これ以上、この席で安井総務長
官なり人事院の佐藤総裁に承ろうということも無
理がありますから、この点だけをつまびらかにさ
しておいていただいて、その上でひとつ与野党の
間で委員会その他を通じて御相談をいただくよう
な手続をおとりを願いたい、こういうふうに思っ
ているわけでございます。

○安井国務大臣 いまのようなお話、ごもっとも
な節も私はあるかと思ひます。これは国会の審
議ですから、当委員会でおきめいただくというこ
とを政府がどうしようもないわけでありまして、
いままでの人事院の気持ちなり、われわれの持っ
ておる今度の扱った気持ちをおくみいただけれ
ば、大体これで御趣旨は通っておるんじゃない
か。労災法を変えたについて、これは準じて変え
たというたてまえもあるものですか、そこらは
やはり法文上、表現のしかたも若干われわれも苦
慮したようなわけでした、でき得べくんばそうい
うような趣旨をおくみ取り願って、ひとつお通し
いただければありがたいと思つております。

○大出委員 ですから、この法律の十ページの第
十七条の六、「遺族補償一時金の額は、業務上の
死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮し
て」、ここに明確に入れてあるのですからね。で
すから、これはあくまでも原則なんです。附則な
んです、私のいま言っているのは、しかも、附
則の中でも、当分の間なんて使わなくてもいい
んだけれども、附則の第七条の当分の間、こうい
うふうに表現をして先ほど読み上げました「旧法
の規定による遺族補償の額の範囲内において」、
こうなっている。ここに私は将来に心配があるか
ら、手直しをしておいていただきたい、こういう
ことを言っているんで、基準局長が言われる趣旨
がわからぬと言っているわけではない。何も法律
本文そのものを直そうというのではないのですか
ら、そこで、労働省側はあまりこういうところに
力を入れないで——そんなことを言えは、雇用対
策法だって、陰で総評とさんざつばら話をして、
私もまた頼まれるのだけれども、ほつたらかす
わけにもいかぬと思つていっているのです。さ
ら、あまりこういうところに片意地を張らぬほう
がいいのではないかと申す。

○村上(茂)政府委員 御趣旨の点、特に実務上の
要求にこたえることの方という観点から見ます
と、私どもも事情十分承知いたしておるわけでご
ざいます。おそく本法に対する附則という関係
をしておるものと私どもも了解しておたわけであ
ります。具体的には人事院規則でどのように定
めるかということによつてきまるわけではござい
ますので、先ほど長官からもお話がありましたよう
でございまして、具体的な定め方いかんによ
つて実態的にカバーできる。その間、四百日に
対する圧力が加わるかどうかという将来の見通し
かと存じますけれども、労災保険のほうにおきま
しては、昨年度改正をいたしました際に、労災保
険の強制適用で事業範囲を拡大いたしました、い

わゆる完全適用といったような方向へ持つていく
べきだという方向が強く出されておまして、労
災保険としては当面適用範囲の拡大ということが
問題でございまして、給付面におきまして、こ
ういふ問題につきましては、どうこうするといふよ
うなエネルギーは持つてない、私は感じておるわけ
でございまして。したがって、法文上の理解の
しかたは別といたしまして、実質的に私は先生の
御心配のような点は、現在エネルギーとしてはな
いのではないかと、どうに判断いたしておりま
すことを御了解いただきたいと存じます。

○大出委員 いまのお話、実質的な面なんです
がね。やはり附則というもので、こういう定めをす
る限りは、いま生きて動いている、おのおの所管
になつて動いている人の間で、こうだからこうでい
いだらう、それででき上がる場合もありますけれ
ども、しかし、こういうものはやはりある程度
はつきりさせるところはさせておかないと、将来
またいろいろ問題が起こる、こういうふうに私は
思うので、したがって、先ほど人事院の規則制定
権などというものの、制定権があるということ
は改廃する権利もあるわけだけれども、そういう
こともあるから、したがって、ここに旧来の額を
尊重するとか、あるいは原則とするとか、尊重す
るでもいいですよ。ただわかりませんが、もう
不当でないという表現までなされているのだから、
不当でない分については尊重していくということ
にしたい。だから、原則と切り切つたものでは
まずいと言ふから、旧来の額を尊重してというこ
とでもいいのですけれども、「範囲内において」と
やると、陳情がわつとくるように世の中の方々が
心配をするのです。われわれはわかるからいい
けれども、やはり通すときはそこまで御配慮をい
ただくことがいいのではなからうか、私はこうい
う考え方のんです。だから、このところをあら
たのほうりがわかつておられて言っているのだと思
うのだけれども、民間は何も千日分が千五百日に
なり二千日にならうと、弔慰金的なものが含まれ

ているから幾ら出しても悪くございせんが、そ
こは公務の特質上の違いだから、こういうものは
ほかに出るところはないですからね、公務の場合
は。そういうことと、地方公務員との差をそのま
まにしていくことは、いろいろ勘案をいた
しますと、問題が必ずしもなきにしもあらずなの
で、来年地方公務員も出てくるとなれば、すぐ人
事院規則が関係いたしますし、そういう点を政
令で定めるという形の防衛庁の職員も、二十七万
しかもらえぬような形が出てきたり、三十万、四
十万がざらに出てくる。こうなると大きな矛盾が
出てくるし、それほど大きく政令で防衛庁といえ
ども一般公務員と変えるわけにはいかぬと思ふ。
だから、そういう意味では、くどいようですけれ
ども、この文言を多少なり、あなたの御心配に
なる本年度の労災の線に合わせていきたいとい
う気持ち、年金を中心にしてこれとそれとどつ
かり合わないよう、しかし、人事院規則を定める
にあつては、大体この辺のところ間違ひなく行
なわれるのだというふうに手直しをしてほしい、
こういうのが私の意見です。もう一べん聞いてみ
ましよう、村上さん。

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げましたよ
うに、本文の立て方と附則の立て方の関係だろ
うと思ひます。立法的に見ましたならば、本文の立
て方と附則の立て方には意見があるところであ
うと思ひますけれども、私は、現実的要請にこた
えられまして、人事院並びに総理府におかれま
して、立法技術上と申しますか、法制常識上許され
る範囲においてこのような表現をとつたものと考
えておるわけでございます。あとは一にかかつて
運用にある。したがって、御懸念の点が実現
しないように担保される方法というものが、運用
上どのようになされ得るかという点について、い
ろいろな方法がありはしないかというふうに考
えております。しかし、これ以上申し上げること
は、労働省としてはや範囲を越えておりますの
で、お許しを願ひたいと思ひます。

○大出委員 わかりました。私が申しておること

が何らかの方法によって担保される、こういう表現を村上博士が——博士には違いないが、勇み足になりましたが、その辺を研究されている村上さんのことだから、担保された、いかにすればというところを御相談をいただいて、この委員会の運営のルールに従ってひとつ進めていただきたい、こういう気持ちなんです。言わんとするところはおわかりをいただいていると思うのでありますけれども、何とかいま最後におっしゃった、そのところを間違いないひとつやっていくように、かつまた人事院も制定権をお持ちなんだが、政治的には各種の制約がないわけではないので、なるべくやりやすいように規則をつくっていただく、こういうふうに進めていただきたいというのが本旨です。それから、本文のほうを立てておいて、これは附則で殺しているんだから、筋としてはおかしいことだ。だから、技術的にとり得る最大限か、まん中か、知りませんが、技術的に表現したのだらうと思いますが、そういう意味で、いまの御説のところであとは御相談をいただく、こういうことにさせていただきますと思います。

○長谷川(四)委員長代理 次会は、明二十八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することにいたします。本日はこれにて散会をいたします。

午後一時五十三分散会

昭和四十一年五月四日印刷

昭和四十一年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局